

総務文教委員会記録

○開催日時

平成25年6月27日 午前10時3分～午後2時28分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（7人）

委員長	川添公貴	委員	成川幸太郎
副委員長	徳永武次	委員	下園政喜
委員	杉藪道朗	委員	森満晃
委員	福元光一		

○紹介議員

議員 持原秀行

（請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書）

議員 佃昌樹

（請願第3号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願書）

○その他の議員

議員 橋口博文

議員 川畑善照

議員 佃昌樹

議員 持原秀行

議員 谷津由尚

議員 帯田裕達

○説明のための出席者

総務部長 今吉俊郎

総務課長 田代健一

秘書室長 上戸理志

文書法制室長 堀ノ内孝

財政課長 今井功司

財産活用推進課長 平原一洋

税務課長 山口秀昭

収納課長 枇杷繁

契約検査課長 堂元清憲

危機管理監 新屋義文

防災安全課長 新盛和久

原子力安全対策室長 遠矢一星

会計課長 今吉美智子

消防局長 上村健一

消防総務課長 菅牟田哲

警防課長 福山忠雄

予防課長 奥正人

中央消防署長 仮屋俊博

教育部長 中川清

教育総務課長 鮫島芳文

学校教育課長 原之園健児

保健体育グループ長 上唐湊司

社会教育課長 橋口誠

文化課長 岩元ひとみ

市民スポーツ課長 湯原忍

少年自然の家所長 上村実行

中央図書館長 米丸一己

選挙管理委員会事務局長 森園一春

監査事務局長 知識伸一

公平委員会事務局長

議 会 事 務 局 長 田 上 正 洋
議 事 調 査 課 長 道 場 益 男

○事務局職員

議 会 事 務 局 長 田 上 正 洋 議 事 グ ル ー プ 員 上 川 雄 之
課 長 代 理 南 輝 雄

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第93号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	消 防 総 務 課 (警 防 課) (予 防 課)
議案第85号 亀山小学校屋内運動場新增改築(建築)工事請負契約の締結について 議案第93号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 請願第3号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元 を図るための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請 願書 (所管事務調査)	教 育 総 務 課 学 校 教 育 課
議案第93号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	文 化 課
議案第93号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	市 民 ス ポ ー ツ 課
(所管事務調査)	社 会 教 育 課 (中 央 公 民 館)
(所管事務調査)	少 年 自 然 の 家
(所管事務調査)	中 央 図 書 館
議案第93号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書 (所管事務調査)	財 政 課
議案第83号 薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定について (所管事務調査)	税 務 課
(所管事務調査)	収 納 課
(所管事務調査)	総 務 課
(所管事務調査)	秘 書 室
(所管事務調査)	文 書 法 制 室
(所管事務調査)	財 産 活 用 推 進 課
(所管事務調査)	契 約 検 査 課
議案第93号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	防 災 安 全 課
(所管事務調査)	原 子 力 安 全 対 策 室
(所管事務調査)	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局
(所管事務調査)	会 計 課
(所管事務調査)	公 平 委 員 会 事 務 局
(所管事務調査)	監 査 事 務 局
(所管事務調査)	議 事 調 査 課
地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための 平成26年度政府予算に係る意見書の提出について	—

△開 会

○委員長（川添公貴） それでは、ただいまより総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ傍聴の申し出はございませんが、随時、本職において許可したいと思います。よろしくお願いいたします。

△消防局の審査

○委員長（川添公貴） それでは、消防局の審査に入ります。

△議案第93号 平成25年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（川添公貴） 議案第93号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○消防総務課長（菅牟田 哲） おはようございます。消防総務課でございます。

それでは、議案第93号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算、消防局所管分について、予算書、予算に関する説明書で御説明を申し上げます。

初めに、歳出から説明を申し上げますので、27ページをお開きください。

9款1項消防費、3目常備消防施設費は、主に特定離島ふるさとおこし推進事業による、県補助事業の内示を受け、財源調整を行ったものでございます。

なお、事業費の増減はございません。

続きまして、歳入について申し上げます。

11ページをお開きください。

16款県支出金、2項県補助金、7目消防費補助金は1,912万円で、これは、先ほど申し上げました特定離島ふるさとおこし推進事業補助金でございます。なお、上甕分駐所救急車購入に伴う補助金で、補助率は10分の8でございます。

以上で、消防局所管に係る説明を終わります。

よろしく御審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（川添公貴） ただいま当局の説明がありました。御質疑をお願いいたします。

御質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴） 質疑はないものと認めます。

次に、委員外議員の御質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴） 質疑はないものと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴） 次に、所管事務調査を行いますので、まずは当局に説明を求めます。

順次、説明をお願いいたします。

○中央消防署長（仮屋俊博） 中央署長の仮屋でございます。

各署の所管事務について御報告を申し上げます。1ページをごらんください。

1、一般消防協力者表彰についてであります。

(1) 1点目の救急事案であります。

本年3月27日、いむた池梅マラソン大会中に発生しました救急事案でございます。

65歳の男性がゴール前で倒れ、心肺停止となったことから、入来町在住の60歳代の女性と2人の男性が駆けつけられ、心肺蘇生並びにAEDによる除細動を実施し、一命を取りとめられたものであり、今現在、社会復帰されているところであります。

もう一つの事案であります。3月31日、旅館の浴槽内で意識を失い、沈みつつある71歳の女性を、発見された女性2人が協力して引き上げられ、迅速な救命措置により、大事に至ることなく回復されたものでございます。

これらは、いずれもバイスタンダーが連携され、人命救助に多大なる貢献をされたもので、他の模範として称賛されるべく、表彰されたものであります。

ここで参考としまして、中段の表内にCPA患者の社会復帰状況並びに普通救命講習受講者数を記載してありますので、ごらんください。

社会復帰状況につきましては、左から2列目の平成20年を見てもみますと、CPA患者77人に対して社会復帰者が6人、過去最高の復帰率でございました。

平成20年から平成24年の5年間で、CPA搬送合計456人中19人の方々が、社会復帰されている状況でございます。

また、本年の普通救命講習受講者は、5月末現在2万4,031人であります。再受講状況ですけれども11%、また、再受講回数8回を数える方もいらっしゃいます。こうしたことから、委員の皆様方にも普通救命講習の再講習受講をぜひお勧めいたします。

下段の(2)功勞事案につきまして、これは多年にわたり本市の危険物安全協会の副会長及び会長の職にあつて、危険物に関する安全指導の普及・啓発等、また、消防協力団体の代表者として多大なる功績が認められることから、荒木商事株式会社代表取締役会長(本ページの発言により訂正済み)、荒木貞夫様に感謝状が贈られたものでございます。

以上の3件は、それぞれ新聞報道されたところでもありました。

以上で、一旦終わります。

○警防課長(福山忠雄) それでは、委員会資料の2ページをごらんください。

2の総務省消防庁からの無償貸与に係ります緊急消防援助隊登録車両等につきまして、御説明申し上げます。

12日の本会議におきまして、施政の概要等で市長から報告がありましたとおり、九州の自治体では初めての導入となります遠隔操作が可能なラジコン仕様の5トン重機と、移動式クレーン付きの重機搬送車を総務省消防庁から貸与を受けました。

本車両は、災害時における道路上の障害物や、倒壊した家屋の瓦れき等の除去活動のほか、大規模災害や特殊災害の対応に迅速に対応できるものと考えているところでございます。

重機等の概要につきましては、資料に記載のとおりで、3ページの(3)の一番下になりますけれども、この重機には土石等を掘削するバケットのほか、木材や石材等をつかむ油圧旋回式のフォーク、コンクリートを破砕する油圧ブレイカ、並びに小型切断機の交換用のアタッチメントを装

備しているところでございます。

なお現在、この重機を取り扱う有資格は5人おりますが、重機等の取り扱い訓練につきましては、3ページの下の写真で添付してありますとおり、天辰区画整理推進室が管理します市有地を借りまして、現在、定期的に訓練を行っているところでございます。

○中央消防署長(仮屋俊博) 引き続き、御説明申し上げます。

その前に、先ほどの報告の中で誤りがありましたので、訂正いたします。

荒木商事、「社長」を、「会長」に訂正させていただきます。よろしくお願ひします。失礼しました。(本ページで訂正済み)

4ページをお開きください。

3、自主防災組織等の訓練状況についてであります。

本年度4月からの各地域の状況をごらんください。

消火、避難、防火講話を主な内容としたしまして、合計13回、529人の方々が、訓練に参加していただいたところでございます。

参考としまして、平成24年度は実施回数76回、延べ3,889人でありました。

訓練の実施につきましては、自治会長さん方に強いリーダーシップを発揮していただきまして、日程を特に設けなくとも、総会あるいはリサイクル収集日等、地域の活動に合わせて実施されますことも、効果的な一つの方策であるということでもあります。機会をとらえてはお伝えし、推進を図っているところでございます。

今後も職員一丸となって訓練実施の推進に、さらに積極的に取り組む方針が示されたところでもあります。

5ページをごらんください。

各種訓練等について、(1)特定防災訓練でございしますが、これは石油コンビナート等、特別防災区域に指定された5事業所が災害発生に備え、定期的に自衛消防隊、共同防災体、常備消防、これが連携を図り合同で実施するもので、九州電力株式会社川内発電所及び株式会社サンエストラテック、ENEOSグローブ川内ガスターミナルにて実施済みのところでございます。

次に、6ページ、(2)総務文教委員会下甌分駐所現地視察でございします。

4月26日、川添委員長を初め各委員の方々、及び地元の江口議員によります研修視察が実施されました。写真は、管内の概要説明等の様子でございます。

また、職員に対する激励を賜りましたことも、過日、報告を受けているところでもございました。

最後に、5、雑居ビル防火対策に伴う夜間防火見回りについてであります。これは繁華街の雑居ビル等の火災予防啓発を目的に、関係者への防火の呼びかけ、また、消火設備等の点検を実施したものでございます。

写真ですけれども、ほっぴい通りにて点検中の様子であります。

以上で、各署からの報告を終わります。

○警防課長（福山忠雄） 続きまして、7ページをごらんください。

6の消防救助技術指導会について御説明申し上げます。

先般、5月31日に消防学校で開催されました鹿児島県消防救助技術指導会には、本市から7種目、42人の隊員が参加いたしました。

なお、結果につきましては、下段の2番目に書いてございますとおり、8月22日に広島市で開催されます全国消防救助技術大会に、はしご登はんの部で県1位になりました、中央消防署の前原消防士長が出場予定でございます。

続きまして、7の消防団の活動状況につきまして御説明申し上げます。

まず、(1)の6月現在の人員状況でございますが、条例定数1,329人に対し実員は1,276人で、充足率は96%でございます。

なお、分団ごとの状況につきましては、最終の11ページに添付してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、(2)の総務省消防庁からの消防団協力事業所表示証の交付式でございますが、4月18日に県庁講堂で、上甕町の中谷水産株式会社甕島事業所が表示証の交付を受けました。消防庁からの交付は、県内では12事業所が現在まで受けており、本市では3事業所目となります。

なお、下段の写真で消防団員の方が持ってらっしゃる表示証、これがここに今持ってきておりますけれども、消防団協力事業所という表示証でございます。

これは市が出してるやつと、総務省消防庁が出

してるやつがあります。市が出してるやつは、ここの枠と字が白でございまして、消防庁が出してるやつは、ここはいわゆるゴールドということで、ここにゴールドという表記をしております。これが県内で12事業所しかございません。

この、国が交付する事業所のは、制約というか、縛りというのが、50人以上の事業所の場合、何人以上いなさいとか、いろいろな縛りがありまして、こちらから推薦しまして、国のほうで交付をするということでございます。

次に、資料は8ページでございます。

(3)の新入団員等の研修でございますが、本年4月1日付で、新入団員は77人おりました。この方々を対象として、基礎訓練の研修を実施いたしております。

次に、(4)の川内川水防演習（下流地区）につきましましては、防災・減災フォーラムや演習に消防職員及び団員約150名が参加しまして、水防技術の向上と継承を目的に、各種水防工法等の訓練を実施したところでございます。

○予防課長（奥 正人） 資料の9ページをお開きください。

8、防火指導訪問事業について御説明をいたします。

この事業は平成24年度に引き続き、本年度も6月から平成26年3月末にかけて実施するものでございます。実施対象世帯は、65歳以上の独居世帯の6,100世帯で、緊急雇用創出事業を活用した臨時職員と、消防職員・団員で訪問事業を行うものでございます。

目的でございますが、住宅火災による被害者の半数を65歳以上の高齢者が占めることから、ゴールド集落及び独居世帯への戸別訪問を実施し、高齢者とコミュニケーションを図りながら、防火指導を初め、住宅用火災警報器の設置や維持管理についても、指導・助言を行うものでございます。

下の写真は、臨時職員による訪問の様子でございます。

次に、9、各消防署の見学について御説明をいたします。

本年4月から6月まで、中央消防署を初め各署において、社会科教育の一環として小学3・4年生及びその他の団体の見学・研修等の受け入れをしております。

各署における見学、研修等の団体名と見学者数

は表のとおりでございます。

資料の10ページをお開きください。

10、火災発生状況について御説明をいたします。

(1) 一番上の表でございますが、5月末現在で総件数23件で、前年比5件の減少でございます。また、損害額につきましては1,808万7,000円で6,734万5,000円の減少となっております。

表には記載をしてございませんが、損害額が著しく減少をしているのは、建物火災の件数が、前年の12件に対しまして本年が8件、また、このうち住宅火災が前年の9件に対しまして、本年が4件に減少していること。さらに、炎上火災が前年の10件に対して、本年が4件に減少していることが、損害額の減少の主な理由でございます。

次に、右の表ですが、火災による死者は1名で、3名の減少、負傷者は1名で、前年と同数となっております。

火災件数23件の内訳は、(2)の地域別火災発生状況の表のとおりでございます。

火災の区分ごとに合計欄を見ていただきますと、建物火災が8件発生いたしまして、このうち半焼以上の炎上した火災が4件、建物のうち住宅の火災が4件となっております。建物以外では、上から車両火災が1件、その他火災が14件となっております。

また、地域別では、表の下の部分、網かけの部分ですが、川内地域が前年比4件、東郷地域が2件、祁答院地域が1件それぞれ減少し、逆に、樋脇地域と入来地域が、わずかではございますが、1件ずつ増加している状況でございます。

次に(3)の月別火災発生状況ですが、1月から4月までは3件から4件のペースで推移しているのに対しまして、5月に入り増加に転じまして8件発生をしております。これは農繁期に入り、枯草焼却に伴うその他火災がふえたためでございます。

以上で、火災発生状況について説明いたしました。以上です。

○警防課長(福山忠雄)引き続き、救急の状況につきまして御説明申し上げます。

平成25年5月末現在の救急件数は1,573件で、対前年比76件の減でございます。

表の4段目になります、地域別の救急発生状況をごらんください。

里及び上甕地域を除きまして、全ての地域で減少しております。なお、救急の種別で見ますと、急病が100件の減、それから交通事故が19件の減となっております。そのかわりに転院搬送、それから一般負傷が、若干増加しているところでございます。

なお、現在、風疹が大流行しておりますけれども、熱発で、ことしに入りましてから78件の搬送がございました。そのうちに風疹の患者というのは、1件も今のところ報告はございませんでした。

続きまして、5番目の月別の救急の一番下に、ドクターヘリの搬送状況を書いてございます。5月末までに、15件要請しております。

内訳は、搬送種別で、現場搬送が4件、それから病院間の施設間の搬送が9件でございます。うちキャンセルが1件ございました。地域別では本土地域が8件、甕島地域が7件でございます。

以上で、救急の状況につきまして報告を終わります。

○消防総務課長(菅牟田 哲) それでは、消防庁舎の工事進捗状況について、パネルで御紹介いたします。

6月18日にカメラで撮影をしたものでございます。1階、天井部分、2階の床の部分ですが、今現在、生コンクリート打設工作業を実施しております。

三つの工区に分けて作業を行っております。左側からA工区、真ん中がB工区で、一番右側がC工区で、三つの区分に分けながら、それぞれ今現在、作業を実施しているところでございます。

また、A工区とB工区については、現在、2階部分の柱付近の配筋作業をしている状況です。

これが前面の道路から、撮影したものでございます。

それぞれまた、後ほど、消防庁舎の状況については、現地で視察をしていただきたいというふうを考えております。

以上で、ございます。

○委員長(川添公貴) ただいま当局の説明がございましたが、これらを含めて御質疑願いたいと思います。

御質疑ございませんか。

○委員（杉藺道朗）このラジコン操作の重機の件でちょっとお聞きしたいと思います。

今のところ5人ほど有資格者があるというふうにお聞きしましたがけれども、最終的に、どの程度の人数まで、この資格を持たせるというふうな計画になっておりますでしょうか。

それから当然、このラジコン車両の場合は、例えば災害現場で2次被害が想定されるようなところで、どうしても早急に配置等をする場合においては、非常に有効な活用ができるんだろかなとは思いますが、そこあたりもちょっと情報を教えていただければと思います。

○消防局長（上村健一）重機の免許取得の状況ですけれども。ただいま言われましたように、5トン以上の重機の取り扱いについては、今現在5人有資格者がいるわけですが、それ以外に5トン未満の重機の技能講習を受けている職員が既に13人おります。トータル18人ぐらいはいるわけですが、その職員をまた5トン以上のほうに講習を受けさせて、対応したいというふうに思っております。5人では、ちょっと少ないかなというような気もしますので、できるだけ多くの職員にそういう資格を取らせて、いつでも、誰でも操作ができるような体制を、構築をしていきたいというふうに思っております。

また、そのほかにも移動式クレーンとか、玉掛けとか、そういう有資格者もたくさんおりますので、対応ができるのじゃなからうかというふうに思っております。

以上です。

○警防課長（福山忠雄）現場におきましては、先ほど局長が説明いたしましたけれども、有資格者をふやしまして、各署に満遍なく配置しまして、必要ある場合に、すぐに当務職員、あるいは非番の職員で対応ができるような体制をとって、迅速に対応したいと考えてるところでございます。

○委員（杉藺道朗）ありがとうございました。

あと、この車両と、それからユニックつきの車両は、貸与というふうに言われたんですけども、実質的には、もうずっと消防局で使用——貸与という名目でありまして、またずっと保有されて使っていかれるということではないんですね。

○警防課長（福山忠雄）はい、そうです。

○委員長（川添公貴）ほか、ございませんか。

○委員（杉藺道朗）救急出動が多くて大変かと

思いますが、ちょっとお伺いいたします。

救急要請が、119番が入って、全部出動されているのか。判断もいろいろあるんでしょうが、酔っぱらいとかいろいろあるんじゃないかと思いますが、その出動比率と、出動したが空振りだったとかいう事例もあるんじゃないかと思いますが、

もう一つ、今いろんなマスコミでも言ってます救急搬送の病院の受け入れ体制とか、当市では問題は発生してないんでしょうか。

○警防課長（福山忠雄）まず、1点目の救急の、いわゆる酔っぱらいとか、軽傷とかありますけれども、私どもの方針としましては、救急要請があった場合には必ず現場に出ます。現場に出て、そこで判断ということになります。ですので、酩酊の方とか、あるいは、けがも大したことがない、周りの方が心配して呼ばれたとか、本人の拒否というの。昨年4,000件を超えましたけども、そのうちの200件ほどが不搬送になっております。

先般、山形のほうでも裁判がございましたけども、私どもとしましては、要請があったら必ず行くこと。

そのかわりに、あくまでも今、私どもが力を入れておりますのが救急車の適正利用。いわゆるタクシーがわりに使われる方もいらっしゃいます。そういう方々に対しましても、広報等を通じまして適正利用をお願いしているところでございまして、平成25年5月末現在の軽傷者の搬送率を見ますと34%でございまして、昨年と比較しまして約4ポイント減少しております。このような体制を引き続きとっていきまして、30%を何とか切りたいということで、広報にもまた力を入れているところでございます。

あと、いわゆる病院の受け入れでございまして、日本全国で、三十何回断られたとか、いろいろと新聞沙汰になりますけども、本市では医師会との連携のもとに、県内でも非常にうまく受け入れ体制は整っているということで、救急隊あるいは医師会のほうからも話を聞いてるところでございます。

○委員長（川添公貴）ほか、ございませんか。

○委員（成川幸太郎）団員の数のところで、ちょっとお伺いしたいんですが、女性団員が現在59名ということで、川内地域における女性団員が非常に少なく、甌島地域は非常に活発に、女

性団員が入っていらっしゃるんですが、これから後、川内地域における女性団員の活用というのは、どのようにお考えでしょうか。

○警防課長（福山忠雄）資料の最後の11ページをごらんいただければ、今、委員がおっしゃった女性団員の数が書いてございます。

トータルで59人おりますけども、成川委員がおっしゃったとおり、甌島地域のほうが多いございますけど、これにつきましては合併前から—甌島は特に漁業が盛んですので、通常は皆様、旦那さんが船に乗って、居ないということで、地域を守るために女性の団員の方々が、従来から入っていらっしゃるところでございます。

川内地域におきましては、団本部付きということで20人入っておりますけども、これにつきましては、いわゆる団本部付きの女性部ということで、女性の特徴を生かして広報とか、普通救命の講習の指導員とか、そういうことで活発に活動していただいております。

現在のところは59名でございますけども。鹿児島県内に250名程度の団員がいらっしゃいますけども、そのうちの約60名が薩摩川内市ということで、県内でも一番数が多いでございます。

今後の見込みでございますけども、現状はこの体制を維持しながら、また、いわゆる時代に即した対応をしていきたいと考えているところでございます。

○委員（徳永武次）私のほうは、要望を一つだけお願いしておきたいと思っております。

自主防災の訓練の件で、先ほど課長のほうから自治会のいろんな活動に合わせていただくということを説明いただいたわけですが、この広報といいますか、各コミュニティに案内したりして、自治会のほうでも自分たちの行事の中に自主防災訓練を入れられるという案内をやっていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（川添公貴）質問なんですか、要望でしょうか。

○委員（徳永武次）要望であります。

○委員長（川添公貴）特に答弁があれば、局長、許します。

○消防局長（上村健一）自主防災組織の訓練については、各署それぞれ積極的に各自治会長さん、あるいはコミ協の会長さんあたりにアプローチをしながら、訓練の勧めをやってるところです。

ですので、さっき委員のほうからもありましたように、それぞれ各自治会のいろんな行事があるわけですが、それをうまく利用する。そして、できるだけ多くの方が参加をされる。そういうタイミングを見計らって、消防局のほうでもいろんなプログラムがありますので、そういうのをお示しをしながら、より多くの方が参加して、いろんな体験をしてもらう、そういう訓練を実施していきたいというふうに思っております。

引き続き、啓発には力を入れてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（川添公貴）ほか、ございませんか。

質疑は尽きたと認めます。

ここでお知らせしますけど、先ほど御説明がありました庁舎の進捗状況及び重機等について、7月24日に。今、消防局と調整中ですので、お知らせしておきたいと思っております。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

以上で、消防局を終わります。

ありがとうございました。

△教育総務課・学校教育課の審査

○委員長（川添公貴）次に、教育総務課及び学校教育課の審査に入ります。

△議案第85号 亀山小学校屋内運動場新增改築（建築）工事請負契約の締結について

○委員長（川添公貴）それでは、議案第85号 亀山小学校屋内運動場新增改築（建築）工事請負契約の締結についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（鮫島芳文）それでは、議案つづりのその1の85-1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第85号 亀山小学校屋内運動場新增改築（建築）工事請負契約の締結について、御説明を申し上げます。

提案理由については、さきの本会議で部長のほうの説明いたしておりますので、省略させていただきます。

今回締結したい契約の内容につきましては、契約の目的は、亀山小学校屋内運動場新增改築（建築）工事で、契約の方法につきましては、総合評価一般競争入札による契約でございます。

契約金額は2億1,105万円です。契約の相手方につきましては、薩摩川内市大小路町80番8号の株式会社宇都組、代表取締役、宇都孝洋氏を代表者とし、株式会社田島組を構成員とする宇都・田島特定建設工事共同企業体でございます。

工事概要等といたしましては、85-2ページをお開きいただきたいと思っております。

参考の欄の4と5にございますとおり、施設内容といたしまして、構造は鉄筋コンクリート造1階建、延床面積995平米でございます。

工期は、議決の日から来年2月28日までの約8カ月間であります。

次のページ以降に、配置図、平面図、立面図により、今回施工しようとする屋内運動場の内容をお示してございます

特に、平面図を見ていただければと思っておりますが、延床面積におきましては、今までの屋内運動場よりも1.4倍広くなっております。他の学校の屋内運動場に比べまして、管理スペースの男子・女子のシャワー室や更衣室等を広くとった間取りとなっております。

また、今回整備する屋内運動場につきましては、現在解体中であります屋内運動場の場所に、そのまま、また新しいものを建てるという形になる予定でございます。

なお、今回の議案を議決いただいた場合、後ほど契約検査課のほうのところで説明があると思っておりますけれども、平成25年度の公共工事設計労務単価が、平成24年度に比べて、全職種におきまして上昇しております。本事業につきましては繰越事業で、平成24年度の単価を使って積算を行っておりますけれども、国土交通省が示します公共工事設計単価の運用に係る特例措置によりまして、受注者が新労務単価に基づく契約への変更協議ができるというふうになっておりまして、受注した業者のほうで請求をしますと、金額を上げることもできるということで、場合によりましては、変更契約議案という形で、再度、労務単価部分が上がった部分の変更契約を、9月議案で議案としてお願いするかもしれないということをお申し添えておきます。

以上で、議案第85号についての説明を終わります。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がありましたが、御質疑願いたいと思っております。

御質疑ございませんか。

○委員（杉藺道朗）この体育館は、災害時における避難施設にはなっているんですかね、まず、そこから。

○教育総務課長（鮫島芳文）この亀山小学校の屋内運動場につきましては、避難所になっております。

○委員（杉藺道朗）わかりました。

先般、水引小学校の屋体を見させていただきましてけれども、あそこは簡易な厨房設備と申しましょうか、そういう配管等の設備は準備をしてあったように思うんですが、仮にこの体育館は、当然、今言われたように避難施設としてするのであれば、そこあたりは当初、考慮はされなかったのか。もう必要ないということでの。今、この平面図を見てるんですけど、こういう中身になっているのか、そこらあたりはどうでしょうか。

○教育総務課長（鮫島芳文）一応、倉庫の部分が、ある程度、そういう形で使える形にはなっているところでございます。

そのほかにも今回の場合は、シャワー室を大きく広くとって、男女が災害時にも使えるような形になっているところです。

○委員（杉藺道朗）ありがとうございます。

多目的トイレ等も設置されますので、当然、そこは十分に対応された上で、今言われた倉庫の中に、対応は今後とれるということで理解をいたしました。

せっかく新しいきれいな体育館ですので、いい意味で利活用ができるように願っております。

以上です。

○委員長（川添公貴）ほか、ございませんか。

○委員（徳永武次）総面積が1.4倍ですかね。全体の、そのシャワールームとか、そういうのを入れて。

○教育総務課長（鮫島芳文）延床面積が995平米という形になります。

○委員長（川添公貴）延床面積じゃなくて、更衣室等を除いた屋内運動場の面積が1.4倍なの

かという質問ですから。

○教育総務課長（鮫島芳文）一応、アリーナ部分については667平米、それとステージとか控室、放送室等の部分が102平米、その他管理部門という形で、シャワー室とかそういう部分が201平米、計で合わせて995平米という形になる予定でございます。

○委員（徳永武次）この床面積のほうは、667平米……、それは従来と変わらんとということですか。

○教育総務課長（鮫島芳文）従来ありました既存のアリーナ部分は493平米ということで、約170平米ぐらい広がっております。

○委員（徳永武次）実は永利小でつくったとき、バレーコートが2面とれないんですよ。実際、これはとれるんですかね。

○教育総務課長（鮫島芳文）バレーボールの9人制については1面で、小学生が使うときのバレーボールコートについては、2面とれるようになっております。

○委員（徳永武次）地域行事がございますよね、いろんな面で。市のバレー大会とか、そういうときに、なかなか学校の体育館が使えないというケースが出てくるんですよ。その辺はどう考えていらっしゃいますか。

○教育総務課長（鮫島芳文）面積の決定につきましては学校の要望、それから敷地の形状、そして児童のクラス数に応じた形でつくってまいります。原則として体育館については、小学校がメインに使うという形での面積で決定いたしておりますので。とりあえず今までの大人用のバレーボールコートについては、1面という形で整備をするところでございます。

○委員長（川添公貴）ほか、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）討論はないものと認めます。

本案を原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第93号 平成25年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（川添公貴）次に、審査を一時中止しておりました議案第93号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（鮫島芳文）それでは、教育総務課分の補正予算につきまして、御説明を申し上げます。

予算に関する説明書の28ページをお開きください。

まず、歳出につきましてですが、3目教育振興費の教育総務課分は、説明欄の、事項、小中一貫教育推進事業費を3,956万4,000円増額補正するもので、普通旅費につきましては、東郷地域の小中一貫校整備予定地内の農地が4ヘクタールを超えるため、農地転用等の手続のために。手続が農林水産大臣の許可となります。その関係で、九州農政局等への協議を必要とするため、これらの出張旅費や先進地研修に係る旅費を増額するものでございます。

今後、農地転用の許可が下りないと、市が土地を買うことができないために、今後、早急に九州農政局との協議を行う予定でございます。

また、委託料につきましては、小中一貫校予定地の測量を行い、取得予定の土地の境界の確定、それから用地取得面積の確定をし、造成や雨水処理を行う調整池等の設計図面を作成する必要があることや、農地法によります農地転用、それから都市計画法による開発行為等の法的手続も並行して行う必要がございますために、測量、造成設計業務委託に係る経費について補正するものでございます。

財源といたしましては、28ページの補正額の財源内訳欄のところを見ていただければと思いますが、特定財源といたしまして合併特例債を3,700万円活用することといたしております。

以上で、教育総務課分の説明を終わります。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○学校教育課長（原之園健児） それでは、補正予算の説明をさせていただきますが、説明をする前に、総務文教委員会資料の2ページをごらんいただきたいと思います。

学校運営協議会につきましての概要を説明させていただいて、その後、補正予算の説明をさせていただきますと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、2ページの資料を御説明いたします。

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）につきまして説明をいたします。

まず、制度の概要でございますが、学校運営協議会制度は、保護者や地域住民が学校運営に参画し、地域の力を学校運営に生かす学校づくりを推進するための制度でございます。つまり、学校運営に地域の声を生かす仕組みをつくるものでありまして、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みをつくり、質の高い教育を実現し、地域の教育力の向上を図ろうとするものでございます。

次に、学校運営協議会の主な役割でございますが、コミュニティ・スクールに指定された学校には学校運営協議会が設置され、教育委員会から任命された保護者や地域の方々が一定の権限と責任を持って、校長の作成する学校運営の基本方針を承認したり、学校運営に意見を述べたりすることを通して、学校のさまざまな課題解決に参画してもらうものでございます。

また、教職員の任用に関して、例えば学校に体育の指導ができる先生が必要ではないかなどの意見を述べることも含まれております。

このような制度を導入することにつきましては、文部科学省から研究の指定を受け、本年度から水引小学校と水引中学校で、校区の実態に応じた適切な組織づくりを検討したり、学校運営協議会の効率的な運営を図るために、学校・保護者・地域の役割や、意見を反映させる方法について研究したり、教育活動を支援する学校応援団的な役割の活性化について検討したり、そのようなことを先進的に取り組んでいる先進地の視察等を通してながら、地域の実態に応じた学校運営協議会のあり方につきまして、研究を進めていこうとするものでございます。

それでは、学校教育課に係る補正予算の歳出予算について御説明させていただきます。

平成25年度第1回補正、予算に関する説明書、28ページをごらんいただきたいと思います。

3目教育振興費、説明欄の1番目、事項、教育研究費5万7,000円の増額は、ただいま説明いたしました学校運営協議会制度導入研究事業に係る国の事業採択に伴う増額補正、及び一般財源との組み替え補正であります。

同じく、2番目、事項、漁村留学制度事業費の173万9,000円の減額は、ウミネコ留学生が当初見込みの13名から8名になったことに伴う減額、及び特定離島ふるさとおこし推進事業に係る県の事業採択に伴う一般財源との組み替え補正でございます。

続きまして、歳入予算について御説明いたします。

予算に関する説明書の9ページをごらんください。

5目教育費委託金、2節教育総務費委託金、学校運営協議会制度導入研究事業委託金50万円の増額は、国の事業採択に伴い、国庫委託金を増額補正するものでございます。

11ページをごらんください。

8目教育費補助金、1節教育総務費補助金、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金292万6,000円の増額は、県の事業採択に伴い、県委託金を増額補正するものでございます。

以上で、学校教育課に係る平成25年度、第1回補正予算の説明を終わります。

よろしく御審査賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（川添公貴） ただいま当局の説明がございましたが、御質疑願いたいと思います。

御質疑願います。

○委員（森満 晃） この学校運営協議会についてですが、文部科学省が鹿児島県に対して、これは指定するわけなんですか。

○学校教育課長（原之園健児） これは文部科学省の事業でございますが、それにつきまして薩摩川内市が、この研究をしたいということで希望を出して、指定を受けたところでございます。

○委員（森満 晃） これはもう決定なんですかね。

○学校教育課長（原之園健児）文部科学省から内諾を得ているところでございます。

○委員（森満 晃）水引小学校・中学校を、された理由というのは。

○学校教育課長（原之園健児）水引小学校につきましては、寄田小学校、滄浪小学校、西方小学校と一緒にいる学校でございます。そして、この後、湯田小学校も一緒になっております。その関係で、校区が非常に広がるという部分もございますので、新しく広がった校区、そういう地域のいろいろな声を、学校の運営に生かしていく必要があるんじゃないかということから水引小学校を、そして小中一貫教育の視点から水引中学校を指定して、お願いしているところでございます。

○委員（森満 晃）これは鹿児島県では、ここが最初でしょうかね。

○学校教育課長（原之園健児）鹿児島県では、ことし4市町が指定を受けているところでございます。南さつま市、肝付町、薩摩川内市、鹿屋市の4市町でございます。

○委員（森満 晃）この協議会というのは、これまでの学校評価委員会だとか、PTAだとか、そういったものとは、また異なるわけですね。

○学校教育課長（原之園健児）学校評議委員会の制度の目的は、開かれた学校づくりを一層推進していくために、保護者や地域住民の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たすものでございまして、校長が必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度でございます。

学校運営協議会制度では、保護者や地域の住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することになります。教育委員会によって設置され、学校の運営に一定範囲で公的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関というふうに捉えておりますので、教育委員会規則を定めて任命を行うということになります。

以上でございます。

○委員（森満 晃）今回はその学校運営、それから職員の人事権にも。これ関係してくるかと思うんですけども、そういった場合に先ほどもありましたけど、こういう先生が欲しいとか、こういう部活がここは強いから、こういう先生を呼びたいとか、そういった方面まで口を挟めるわけですかね。

○学校教育課長（原之園健児）文科省の説明資料によりますと、そういう人事に対しての意見を出すことができるというふうに書いてございます。

ただ、人事につきましては校長の具申、教育委員会の内申、そして県の教育委員会のほうが人事を行いますので、そこら辺の関係等は、今後、また研究を進めていかなければならないところだと思っているところでございます。

○委員（森満 晃）人選は、これまでの評価委員会とか、そういった形のやはりコミュニティ会長さんだとか、有識者だとか。そういった方面は、これは校長が選出されるわけですか。

○学校教育課長（原之園健児）校長の意見を聞きながら、教育委員会が任命することになります。

○委員（森満 晃）今、水引小学校・中学校、統廃合が進んできてまして、今度、来年の3月、湯田小までなりまして、まだなかなか保護者同士の交流といったものが、非常に今は難しい時期じゃないかなと思うんですね。それを含めた上で、それをされるのか。それがいい方面に出ればいいでしょうけども、それが逆に、悪いほうに出るかもしれないというのも予想されますよね。その辺は何かお考えがあられるんでしょうか。

○学校教育課長（原之園健児）委員がおっしゃるとおり、いろんな状況が考えられるところでございますけれども、この学校運営協議会の制度を活用して—いろいろな地域の声や保護者の意見を聞きながら学校運営を進めていくために、この学校運営制度をうまく利用できたらということで、今後、研究を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員（杉蘭道朗）今のそのメンバーの件なんですけれども、最大どの程度のメンバー、人数枠ですね。いろいろ今、森満委員から出ました、まちコミ会長さんとか、PTA会長さんとか、それぞれ有識者の方もいらっしゃるんですけど、大体何名ぐらいの組織になるのか、そこをちょっと教えていただけませんか。

○学校教育課長（原之園健児）人数につきましては、まだこれからの研究していかなければならない部分であるというふうに考えております。

ただ、文部科学省が示しているのは、保護者や地域の方々、教育委員会、校長、教員などで構成しながら、運営委員会を組織するというふうなことしか私のほうでは把握しておりませんので、水

引小学校・中学校において、どの程度の組織の人数がいいのかというのは、今後、研究していかなければならないことであるというふうに思っているところでございます。

○委員（杉菌道朗）今後、検討ということあります。先ほど言われたように、閉校された小学校区の方々もいらっしゃるでしょうし、バランスよく、そこあたりはしっかりと人選を進めていただいて、意見が偏ることのないように地域全体でしっかり。そこは取り組んでいただきたいということを意見として申し上げておきます。

以上です。

○教育部長（中川 清）今、学校教育課長が説明しました内容は、平成25年度、平成26年度にかけて、このコミュニティ・スクール、学校運営協議会のあり方を、地域の皆さん方と話をしていく、そのための指定を文科省から受けたということです。直ちにこの学校運営協議会、というものではなくて。今、森満委員、あるいは杉菌委員のほうから出されました意見というのは、この平成25年度、平成26年度のこの導入事業の中で整理をしていくというふうに御理解をいただければと。そのために先進地の事例とか、そういったものを踏まえながら、今後、新しい水引小・中学校の学校のあり方を検討していくと。そのために国からお金をもらって、この事業の指定を受けましたというふうに御理解いただきたいと思えます。

○委員（徳永武次）協議会のほうは、最終的には条例の整備まで書いてありますよね。そうすると将来的には、どこの学校もこういう形を取り入れていかれるんですかね。

○学校教育課長（原之園健児）現在のところ水引小学校と水引中学校について、この制度がどのような形で運営できるかというのを研究していく段階でございますので、この研究を踏まえまして、今後どうするかというのは、まだ考えていないといえますか、まだ先が見通せない状況でございます。この研究で学校運営がどのようにできるかということ、その成果と課題を踏まえながら、今後、また考えていきたいと思っているところでございます。

○委員（成川幸太郎）今、学校運営協議会ということで説明を受けたんですけど、今年度の主な計画として、もう既に7月から第1回推進委員会

というのを始めていくようになっているんですが、この推進委員会のメンバーについては、もう既に決まっているんですか。

○学校教育課長（原之園健児）今、学校のほうと話をしながら、人選を進めていこうとしているところでございます。今後、この推進委員会が、研究を進める中心的なメンバーになっていくと考えております。

○委員（成川幸太郎）7月に推進委員会をして、8月には先進校の視察ということですけども。今進めているのは。もう6月末ですから、ちょっと動きが遅いんじゃないかなと思います。

○学校教育課長（原之園健児）御指摘のとおりですので、早急に進めてまいりたいと思います。

○委員長（川添公貴）この予算案については研究に資する予算ですので、研究成果の過程を、今後、当委員会において――3月に向けてやられると思いますので、今、指摘があったような案件についても整理をされて。研究ですので、その内容について報告されるように、求めておきたいと思えます。

次回、12月ごろまででも結構ですし、条例を提案されるのであれば3月でも結構です。ある程度、どういう形をもってきたのかということをお示しいただきたい。委員長からのお願いであります。

ほか、御質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の方はございませんか。

○議員（佃 昌樹）学校運営協議会、これは新たな学校運営に関する研究ということになるわけですが、文科省の指針の中で教員の位置づけというのは、この運営協議会の中でどうなっているんですかね、まず、それが一つあります。

それから任用の問題なんですが、先ほど、うちの学校で、こういった体育の先生が必要ではないのかという。そういった意見もあれば、逆の意見もあるんですよ、不必要だと、そういったことも考えられるわけですよ。任用についての考え方なんですが、必要・不必要を含めて、どういうふうな教育委員会としての対応をとっていくのか、その辺いかがですか。

○学校教育課長（原之園健児）今、御質問がありましたことにつきましても、まだ十分、勉強不

足でございますので、この研究の中で、本市の実態あるいは水引小・中学校の実態に応じたものを考えていく必要があると思いますので、もうしばらくお時間をいただければと思います。

○議員（佃 昌樹）先進地ということがありましたが、この運営協議会の先進地というのは、同時スタートじゃなくて、もう既にあるわけですか。

○学校教育課長（原之園健児）文科省の資料によりますと、現在、コミュニティ・スクールの指定を受けている学校が、4月現在で1,183校あるというふうに聞いております。そのうち幼稚園が55園、小学校が786校、中学校が329校、高等学校が6校、特別支援学校が7校というふうな資料が、ホームページのほうに掲載されておるところでございます。

○議員（帯田裕達）済みません。今年度の主な計画の中で、先ほど徳永委員もおっしゃったんですけど、薩摩川内市コミュニティスクール指定に関する条例の整備とありますが、ここをもうちょっと詳しく教えていただきたいんですが。

○委員長（川添公貴）課長、答えられますか。

○学校教育課長（原之園健児）十分なお答えができないかもしれませんが、このコミュニティスクールにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条第5項によりまして、教育委員会は教育委員会規則で定めるところによって、学校の運営に関して協議する機関として、当該学校に学校運営協議会を置くことができるというような文言もございますので。そちらの規則等を整備しないと、実際には、このコミュニティ・スクールが運営できない状況にございますので、この研究を進めながら、そちらの規則等につきましても、どのような規則を制定すればいいのかということも、あわせて研究する必要が出てくるというふうに考えているところでございます。

○委員長（川添公貴）質問は条例であったんで。回答は規則とおっしゃったんですが、規則及び条例という答弁でよろしいですか。

○学校教育課長（原之園健児）申しわけございません、そのとおりでございます。

○議員（帯田裕達）じゃあ、この指定に関する条例は、今度の水引小学校・中学校に関する、その協議会をつくるための条例ですか。それとも今後、ここで薩摩川内市コミュニティ・スクール指

定に関する条例を整備して、この制度がうまくいけば、さらにそういうコミュニティ・スクールをふやそうという考えで、ここに記載されているのか、そこだけ教えてください。

○学校教育課長（原之園健児）大変申しわけございませんが、まだそのところも勉強不足でございます。今後、また研究をさせていただきたいと思います。

○委員長（川添公貴）ほか、質問ございませんか。

ここで再度、申し上げますけど、予算ですので予算は認めるとして、内容について未知数な部分がかなりあるということがわかりましたので、先ほども申しましたように、全市的に広げていくのか、いかないのかも含めて研究されるということですので、逐次、報告をいただくように重ねてお願いしておきたいと思います。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

しばらくお待ちください。

[紹介議員 着席]

△請願第3号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元を図るための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願書

○委員長（川添公貴）それでは、請願第3号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元を図るための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願書を議題といたします。

請願書につきましては、お手元に配付のとおりでございます。（巻末に請願文書表を添付）

次に、紹介議員である佃議員に御出席いただいております。

佃議員におかれては、補足説明方よろしく願います。

○議員（佃 昌樹）請願の内容については、もう既に各委員の方、お読みになっていらっしゃると思います。

実は、きのうの南日本新聞に掲載をされておりますが、「教育機関への公的支出、日本4年連続最下位」、つまりOECD（経済協力開発機構）の中で、GDP（国内総生産）に占める公的な教育費の割合が、OECDの中で最下位であるとい

うことなんですね。総体的に先進国といわれながら、教育費に占める割合がかなり低い。

今現在、ちまたで言われているのは、親の経済力によって教育が違おうと、そういったことが言われています。したがって、それであっては困る。全体的に、やはり教育は100年の投資でありますので、国として責任を持ってきちんと対応していただきたいというのが、大きな願意であります。

ここに三つほど具体的な請願内容は書いてありますけれども、どれを取っても必要なことではないかなというふうに思います。

鹿児島県の場合、先行して30人学級を小学校1年生でやっているわけですが、これは県の予算を使ってやっております。本来だったら国が制度改正をやって、負担していかなくやらないのが義務教育費なんです、なかなかそれがうまくいってないということで、今回、例年どおり請願を出しました。今まで採択をしていただいておりますけれども、内容的には、そんなに変わりはありませんので、どうかよろしく審査していただくように、お願い申し上げたいと思います。

以上です。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。

次に、当局で何か御意見はございますか。

○学校教育課長（原之園健児）今、佺議員のほうから御説明がありましたけれども、少人数での指導ということにつきましては、一人一人の実態に応じた、きめ細かな指導がしやすくなるということもございますし、基本的な生活習慣や学習習慣等の指導を徹底するというような面からも、指導の徹底が図られるのじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。

それでは、質疑に入りたいと思います。

紹介議員への質疑をお願いいたします。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

次に、委員外議員の方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

ほかに質疑がないようですので、紹介議員への

質疑は、ここで終了いたします。

佺議員におかれましては、本委員会に御出席いただき、ありがとうございました。

[紹介議員 退席]

○委員長（川添公貴）それでは、質疑を終了し、討論・採決に入りたいと思いますが、継続審査にという御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）継続審査の声はございませんので、これより、討論・採決を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）討論はないものと認めます。

それでは、これより採決を行います。

本請願は趣旨を了とし、採決すべきものと認めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）御異議ないものと認めます。

よって、本請願は採決すべきものと決定いたしました。

なお、意見書の提出については、後ほど御協議願いたいと思います。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）次に、所管事務調査を行います。

まずは、当局からの御説明をお願いいたします。

○学校教育課長（原之園健児）それでは、総務文教委員会資料、1ページをごらんください。

3月議会におきまして、学校フッ化物洗口事業につきましては、目的や事業の流れについて御説明したところでございます。その推進状況について御報告いたします。

目的につきましては、歯の質を強くするなど、むし歯予防に有効とされるフッ化物洗口を取り入れて、児童生徒のむし歯予防対策を推進していくことを目的としているところでございますが、現在、学校フッ化物洗口事業につきまして、保護者、教職員への説明会が、平成24年度、小学校6校、中学校4校、計10校で実施したところでございます。

本年度、平成25年度におきましては、小学校8校、中学校4校、計12校におきまして説明会

を実施していく計画でございます。その後、順次、保護者や教職員に丁寧に説明をし、希望調査等を取りながら進めていく予定でございます。

実施状況でございますが、現在、7校が実施しているところでございます。陽成小学校が平成24年2月に開始してから7校が、今、実施中でございますが、また、7月から3校が、一応、実施予定というふうに聞いてるところでございます。

続きまして、不登校の状況につきまして、平成24年度の結果がまとまりましたので、御報告させていただきます。

平成24年度の不登校の児童生徒数は、小学校9名、中学校41名、計50名でございますが、在籍者数に占める出現率の割合を見ますと、県や全国の約半分程度におさまっております、不登校の対応が効果的にできているのではないかなというふうに考えているところでございます。

平成25年5月現在におきまして、小学校3名、中学校23名、計26名の子どもたちが不登校の状況でございます。中学1年生の不登校の児童生徒の推移を見ますと、平成24年度は4名でございますが、本年度、現在のところ5月末でゼロでございますが、昨年度も中学校1年生につきましては、同時期においてゼロということでございます。

小中一貫教育における児童生徒の交流学习や、中学校の先生が小学生の先生に教科の授業を行うことや、英語教育などを通して中学入学への不安や、その軽減が図られてきているものと考えているところでございます。

また、本会議で教育長が答弁いたしましたように、四つの相談等の事業を推進しているところでございます。

最後に、本年度の重点実践事項としまして、現在、各小学校、中学校において、「早寝・早起き・朝ごはん」「笑顔であいさつ・お手伝い」「横断後、にこっと笑顔でお礼」という、このキャッチフレーズを使いまして、どの学校でも基本的な生活習慣及び挨拶、そしてゆとりを持った行動等ができる子どもを育てるということで、全市的に取り組んでいるところでございますので、御紹介したいと思います。

以上でございます。

○委員長（川添公貴） ありがとうございます。

ただいま当局の説明がございましたが、これよ

り、質疑を行いたいと思います。所管事務全般について御質疑願います。

御質疑ございませんか。

○委員（成川幸太郎） 一昨日の森満議員の質問に対して、教育長が答弁されました大規模校とされている平佐西小の件について、ちょっとお伺いをしたいと思うんですが。平佐西小校区において、やはり生徒数がふえてるということで、教育長が答弁されておりました、中央中学校区内の小学校に希望する人が転入する制度も検討をしていると、進めているということで、この状況がどうなっているのか。

それともう一つ、非常に体育館も老朽化して、狭い体育館でございますが、これの建てかえ等も希望が出てるんですけども、その件につきまして、体育館とプールの一体化ができないかも検討しているということがございましたけど、これもどの程度まで進んでいるのか、ちょっと御説明いただきたいと思います。

○学校教育課長（原之園健児） 平佐西小学校の件につきまして、中央中校区の範囲の中で平佐東小学校、川内小学校への通学を希望する児童、保護者につきましては、それを認めたらどうかというような御意見があるということは、教育長が答弁したとおりでございますけれども、それにつきましては、今後、検討していくということでございます。

以上でございます。

○教育総務課長（鮫島芳文） 先ほどありました平佐西小学校の体育館とプールとの併設につきましては、まず、平成27年度までは、耐震化の工事を全て終わらすというのが、まずあります。それに大体、年に4億円から5億円かかります。そして、その後、小中一貫校の整備の整備が出てまいりますので、その小中一貫校の整備がある程度終わったところで、大規模改造も含めて、しますので、もうちょっと先になるかなというふうに思っております。

○委員（成川幸太郎） ぜひ前向きに検討をいただきたいと思っております。

その通学の件ですね。これはもう現実に、校区の変更ができないということは先日の答弁でもありましたから。希望する人が、特に平佐東小学校はちょっと遠いんですけども、川内小学校については、非常に校区が重なってるような部分もあり

ますけども、そういう希望者がいらっしゃるとい
うのは事実でありますので、本当に前向きに検討
を進めていただきたいと思ひます。

体育館の問題につきましては、ちょっと先のこ
とということで、今のところは夢かなと思ひますけ
ども、予算が許す限りで早目のそういった対応も
お願ひします。

非常に体育館が老朽化して危険で、結局、運動
しても危険な状況があったり、床が非常に老朽化
してる部分もありますので、よろしく検討を願ひ
たいと思ひます。

以上です。

○委員長（川添公貴）ほか、ございませんか。

○委員（徳永武次）3番目の本年度重点実践事
項というのは、すばらしいものだと思ひておりま
す。

実は昨年ですかね——今、子どもたちが自転車、
それとヘルメットの着用、これは今、大きな事故
はないんですけど。先日もちょっとPTAの会合
に出ましたら、なかなか自転車の保有台数は多い
んだけど、ヘルメットの着用率が悪いと。これは
全市的に事故がないうちに、ヘルメットの着用は
義務化というような感じで、私どもの学校のPT
Aでは、保護者の義務化ということを強く要望し
とったんですけど、学校側としても、そういうこ
とはできないもんでしょうか。

○学校教育課長（原之園健児）ヘルメットの着
用率につきましては、100%着用している学校
が12校ございます。そして義務化している学校
が27校でございます。義務化については教育委
員会としましては、学校のほうでPTAと話をし
たり等も必要になってくると思ひますので、なる
べく学校のほうで、そういうことに取り組んでほ
しいということで、指導をしていきたいと思ひ
ているところでございます。

○委員長（川添公貴）ほか、ございませんか。

○議員（佃 昌樹）同じく3番目の実践事項で
すが、1番目の「早寝・早起き・朝ごはん」、非
常に言い言葉で、子どもたちにもいいのかなと思
ひます。

ただ、相当これも長年活用されてるんじゃない
かなと思ひますけども、これに対して早寝・早起
きは、小学生低学年・高学年、あるいは中学生で
すね、やっぱり時間帯もあるでしょうが、朝ごは
んに関してですけど、朝ごはんに対して、例えば

どれぐらい食べてきているとか、食べてきてない
とか、そういったものをやっぱり検証されていら
っしゃるんでしょうか。

○保健体育グループ長（上唐湊 司）まず、
学校保健会、養護教諭やあるいは学校医師会、歯
科医師会、養護教諭部会等の中で、昨年度も食に
対する取り組みということで、各学校で取り組み
状況を発表しております。

その発表の中で、親子で弁当をつくったりとか、
あるいは食材を学校で育てて、そして親子でつく
るとか、そういうところで食に対する取り組みを、
昨年度も学校保健会で推進している状況で、それ
を受けまして、今、議員が申されたように、朝ご
はんを摂取することで、一日の活動がしっかりで
きるということも、学校保健会等で推進してると
ころでございます。

○委員長（川添公貴）調査をしてるかという質
問です。

○保健体育グループ長（上唐湊 司）調査に
つきましては、各学校でその辺の推進事項を設け
てやってるところでございまして、本市で何%と
か、そういう数値的なものは今データとしてない
状況です。

○委員長（川添公貴）ほか、御質疑ございませ
んか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（佃 昌樹）フッ化物洗口について、昨
年の本会議でも言いましたけれども、教育長とし
ては、現場の先生方に負担がかからないように配
慮しますという答弁だったんですが、その辺のと
ころの実態把握は、なされていらっしゃいますか
ね。

○学校教育課長（原之園健児）現在のところ、
学校のほうから負担が大きいというふうなところ
の話は、まだ聞いていないところですけれども、
今後、進めていく中で、どのような課題があるの
かというようなことについては、また詳細に聞き
取りをしていきたいと思ひているところです。

○議員（佃 昌樹）聞くところによると、佐賀
方式というのがあるそうなんですけども、研究をさ
れてみてはいかがかと思ひます。こういったことも
負担軽減をさせるには、非常に有効だということ
でありますので、研究をしてみてください。

○**教育部長（中川 清）** 佐賀方式の部分についても、内容的なもの、それから先進の新潟であったり、宮崎であったりの事例等については、私が前にありました市民福祉部、それから教育委員会、共通の認識として持っております。

今いただきました御意見については、今後、経費の問題もございますので、それもあわせて教育委員会と、それから市民福祉部のほうで、協議・検討していきたいというふうに考えております。

○**委員長（川添公貴）** 部長に申し上げます。

今のは意見でなくて質疑ですので。質疑をしんしゃくして、そういう形で答弁されたということによろしいですか。

委員外議員は申し合わせで、意見や要望は出せないということになってますので、よろしく願います。

○**議員（川畑善照）** 先ほど成川委員のほうからありましたけれども、以前、私も学校の適正規模等審議会に十数年前に入ったことがあったんですが、まだそれは存在しているのか。そして適正規模等審議会がもし存在しておったら意義がどうなのか。

将来的展望を見たら、今、川内中央中学校区で3校の小学校がまとまっているが、将来的に東小がどうなっていくのか。あるいは天辰の区画整理がどうなっていくのか。当局と教育委員会の話し合いが、コミュニティ課とか建築住宅課とか、そういうところでやられているのか、そこをちょっとお知らせください。

○**学校教育課長（原之園健児）** 適正規模等審議会は、現在も継続しているところでございます。

現在、第5期の審議会が平成24年11月から2カ年というところで進めているところでございますが、議員がおっしゃられましたように各課との調整とかというところは、まだできていないところでございますので、今後、進めていきたいと思っております。

○**議員（川畑善照）** やはり適正規模を、していかなければ、滄浪小あるいは寄田小が水引小に行ったりいろんな面があると。どうしても校区割りの問題とか、あるいは長期的展望、それがないと、空き教室はふえていった上に、大きな投資をしなきゃならない。そういうところをどのようにお考えか。議論されたことがありますか。

○**教育部長（中川 清）** 教育長が本会議で説明

しましたとおり、いわゆる学校の区域の変更ですね、これは非常に現状として厳しいと。成川委員のほうから先ほどありましたとおり、とはいっても、子どものふえている平佐西小、それから子どもの減っている川内小、平佐東小というものと。その中で、いわゆる平佐西小学校区域にお住まいの方で川内小学校に行きたいと。私も個人的に何名か聞いております、そういう方を。そういう方がおられるので、今後については、まず、その区域全体をどういうふうにするのかというのは、非常に大きな問題でありますので、まずは、そういった希望者があるものを、どういうふうに救えるのか、こういう意見があるので、そこをどういうふうに救えるのかというのを、今後、優先的に議論をしていきたいということでございます。抜本的な問題というのは、やはりもう少し時間がかかるのかな。

それから時間がかかっても、これも教育長が言いましたとおり、平佐西小の分については、その子どもがふえる分についてのハード整備については、年次的に進めていきたいというようなことで、今後については、先ほど成川委員からも意見がありましたとおり、教育委員会としては、その希望者の取り扱いをどういうふうにしていくのかというのが、喫緊の課題になっているというふうに思っております。

○**委員長（川添公貴）** ほか、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（川添公貴）** 質疑は尽きたと認めます。以上で、教育総務課及び学級教育課を終わります。

御苦労さまでございました。

△文化課の審査

○**委員長（川添公貴）** 次に、文化課の審査に入ります。

△議案第93号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

○**委員長（川添公貴）** それでは、審査を一時中止してございました議案93号を議題といたします。当局の補足説明を求めます。

○**文化課長（岩元ひとみ）** よろしく願います。

補正予算に関する説明書の29ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

10款教育費、5項社会教育費、2目文化振興費で、補正額は332万5,000円でございます。事項、文化振興事業費の特定離島ふるさとおこし推進事業、トンボロ芸術村ふれあい事業費324万6,000円、県の事業採択に伴うものであります。

事業といたしまして、甑島の豊かな自然風土を素材とした芸術作品を島内外から募集し、公募展を核に、音楽を通じた地域間交流や創作活動と連携して、地域の芸術・文化振興を行うものであります。

事業費の主なものは、アンサンブル・ループル、関東一円の大学生で構成するアーティスト団体、及び西陵中学校吹奏楽部等の招聘する旅費、及びワークショップや作品審査に係る謝金等が主なものでございます。

次に、事項、文化振興事業費、国民文化祭実行委員会負担金、補正額7万9,000円でございます。当初予算計上済の旅費10万円を負担金に組み替え、補正額と合わせまして17万9,000円となります。

お手元の総務文教委員会資料で御説明いたしますので、資料の5ページをお開きください。

国民文化祭について御説明いたします。

平成27年10月31日から11月15日までの16日間、第30回国民文化祭・かごしま2015が開催されます。

国民文化祭とは、文化団体、アーティストが一堂に会し、発表や競演、交流を行う大会で、スポーツの祭典である国民体育大会と並ぶ国内最大の文化の祭典となっております。

鹿児島県では4月に実行委員会を立ち上げ、県内43市町村全てにおいて、110事業の開催を予定しており、薩摩川内市では、人形浄瑠璃の祭典、全国はんやの祭典、全国まごころ短歌大会、川柳の祭典、甑島の生活と文化の祭典の5事業を開催する予定としております。

今後、市においても実行委員会や企画委員会などを立ち上げ、主催事業の実施計画等を作成するとともに、今年度は山梨県で開催されておりますので、視察調査等を実施していくこととしております。

予算としまして、今年度、県より視察調査に係る旅費が負担金として市実行委員会に補助されるため、今回は市負担分を補正で計上するものでございます。

続きまして、補正予算書に関する説明書の11ページをお開きください。

歳入について御説明いたします。

16款県支出金、2項県補助金、8目教育費補助金、4節社会教育費補助金、これにつきましては、冒頭で説明いたしました特定離島ふるさとおこし推進事業、トンボロ芸術村事業補助金299万8,000円でございます。

以上で説明を終わります。

御審査方、よろしく願いいたします。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。

もう1回ちょっと確認したいんですが、29ページの2目19節かな、これを7万9,000円補正をかけて、当初予算の10万円と合わせて17万9,000円になったということの説明に聞こえたんです。再度、説明をお願いします。

予算の組み替えであれば、この数字がわかるんですけど、そういう予算の出し方というのはあり得ないんで、ちょっともう1回説明をお願いしたい。

○文化課長（岩元ひとみ）国民文化祭の先催県山梨への旅費を、当初予算のほうに10万円計上しておりまして、今回、県のほうからの実行委員会立ち上げとともに、負担金のほうで支出がなされるということで、当初10万円あった分に7万9,000円の補正を加えまして、17万9,000円ということで、組み替えを行ったと……。

○委員長（川添公貴）組み替えですね。そう説明していただければわかったと思います。

○文化課長（岩元ひとみ）失礼いたしました。済みません。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。

これより質疑に入りたいと思います。

御質疑願います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はございませんか。

○文化課長（岩元ひとみ）特にございませぬ。

○委員長（川添公貴）当局からは特にないようですが、全般にわたって皆さん方のほうから御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

以上で、文化課を終わります。

ありがとうございました。

△市民スポーツ課の審査

○委員長（川添公貴）次に、市民スポーツ課の審査に入ります。

△議案第93号 平成25年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（川添公貴）それでは、審査を一時中止しておりました議案93号を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○市民スポーツ課長（湯原 忍）市民スポーツ課です。よろしくお願ひします。

それでは、補正予算について説明させていただきます。

第1回補正の、予算に関する説明書の30ページと、別冊の補正予算の概要の11ページであります。

予算書の30ページでございますけれども、10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費、補正予算額500万円、説明の欄におきまして、事項は、体育振興運営費でございます。

別冊の補正予算の概要の11ページをごらんいただきまして、(2)-5で事業名、イースタ

ン・リーグ公式戦補助金であります。地域住民のスポーツ振興及び少年野球に寄与する目的で実施されるイースタン・リーグ公式戦が9月8日、日曜日に。千葉ロッテマリーンズ対東京ヤクルトスワローズに係る経費を、一部補助金として交付するものでございます。

前日の9月7日、土曜日は、県立鴨池野球場におきまして、同一カードの公式戦が予定されております。

公式戦の経費といたしまして約800万円、前回のチケット売上が270万円ございまして、差し引き最大500万円の補助金交付といたしております。

経費の内訳といたしまして、旅費400万円、内訳は、千葉ロッテマリーンズ50名で、羽田往復旅費、用具運搬費、審判、記録員も含まれます。審判と記録員の経費は、鴨池の公式戦と折半いたします。宿泊費150万円、内訳としまして、千葉ロッテの50名の2泊分、それから審判、記録員の2泊分。施設使用料、交通費、人件費等で200万円。人件費は、審判、補助員、警備員等であります。ほかにバスの借り上げや印刷費でございます。興行中止保険50万円であります。

現在、ロッテ球団のほうに、選手の人数を減らす調整をお願いしております。選手が10名減りますと、経費が100万円減額されることとなります。また、ヤクルトスワローズの経費につきましては、鹿児島市内の興行元が負担をいたします。

次に、同じく予算書の30ページの2目体育施設費、補正予算額1,100万円、説明欄の、事項は、体育施設管理費、工事請負費の1,100万円でございます。

別冊、補正予算の概要の11ページであります。が、(2)-6で、事業名、樋脇B&G海洋センター上屋シート張替事業であります。

センターは、昭和60年に整備した樋脇B&G海洋センターが、老朽化に伴う上屋シートの傷みによる雨漏りが見受けられるため、地域海洋センター修繕等助成事業を活用しまして、上屋シートの張りかえを実施するものであります。

ことしの4月4日付、B&G財団から修繕助成の事業採択の通知があったため、6月補正をお願いするものでございます。

次に、歳入予算について、13ページをお開きください。

21 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入で、説明欄の B & G 地域海洋センター修繕助成金 430 万円で、助成率は、樋脇 B & G 海洋センター上屋シート張替事業工事費の 40% 以内となっております。

以上で説明を終わります。

よろしく御審査のほどお願いいたします。

○委員長（川添公貴）ただいま当局より説明がありました。御質疑願いたいと思います。

御質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

次に、委員外議員の御質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）次に、所管事務調査を行います。

当局からの報告はございますか。

○市民スポーツ課長（湯原 忍）特にございません。

○委員長（川添公貴）当局からは所管事務についての報告はないようですが、所管事務全般について御質疑願いたいと思います。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

次に、委員外議員の御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

以上で、市民スポーツ課を終わります。

御苦労さまでした。

△社会教育課の審査

○委員長（川添公貴）次に、社会教育課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）それでは、議案がありませんが、所管事務調査を行います。

まずは当局の説明をお願いいたします。

○社会教育課長（橋口 誠）それでは、お手元に配付してございます総務文教資料の 3 ページをごらんいただきたいと思います。

まず、3 ページでは、3 月議会の常任委員会でも御説明いたしましたが、中央公民館、中央図書館の白化外壁塗装工事が終了いたしましたので、報告をいたすものでございます。

写真を掲載しております。また、下の工事概要をごらんいただきますよう、よろしくお願いいたします。

3 ページにつきましては、以上でよろしゅうございますか、このぐらいで。

4 ページでございます。

青少年教育指導員、旧少年愛護委員の月額報酬の対象の嘱託員の活動について御説明を申し上げたいと思います。

まず、少年愛護センターについてでございます。

青少年の補導に関する機関及び団体との密接な連携のもとに、薩摩川内市における非行、または非行のおそれのある青少年を早期に発見し、健全な育成を図るため、薩摩川内市教育委員会に薩摩川内市少年愛護センターを設置しているところでございます。

設置者は、薩摩川内市でございまして、設置年月日、平成 16 年 10 月 12 日となっておりますが、これは薩摩川内市の合併からでございます。以前は旧川内市では、昭和 49 年から設置しておいた状況でございます。

所在地は、薩摩川内市の中央公民館内でございます。

現在、4 名の青少年教育指導員、男性 3 名、女性 1 人が、主体となって運営をしているところでございます。

次に、青少年教育指導員の主な事務分掌でございますが、まず、街頭補導、環境調査、有害環境浄化活動がでございます。

街頭補導といたしましては、常時補導といたしまして、平日、大体昼の 3 時からパトロール車によって街頭補導しております。また定期補導、また特別補導、朝の安全パトロールなどを行っております。

年度別の街頭補導の状況でございます。

まず、平成 24 年度でございますが、日数で 191 日、213 回、補導の声かけ件数が

127人となっております。

また、平成25年度でございますが、5月末現在で40日、45回、補導の声かけ件数が590人と大幅に増加しております。これにつきましては、平成24年度まではパトロール車による街頭補導につきましては、車両内からの見守りが主でございましたが、平成25年度、青少年教育指導員も大幅に3人も変わっておりますけれども、その中で、登下校の子どもたちに積極的に、窓を開けて声をかけるということ始めておりまして、それによりまして子どもたちも大きく返事をいただいている状況もございます。このことにより、その件数が数字に反映させられておって、大幅に増加している状況でございます。

2番目に相談業務、悩み相談カードの作成・配布でございますが、悩み相談カードを5月と9月、全小学校、中学校、高校生へ配布しております。平成24年度では、トータル2万5,007枚配布しております。

3番目の日額報酬の少年愛護委員の選任等もございます。また、青少年育成推進員の選任、育成・指導業務、また、青少年育成市民会議事業の推進、また、少年愛護センターだよりを年3回発行させていただいております。

最後に、かごしま学校応援団事業が今年度から始まっておりますけれども、その学校支援ボランティア事業のコーディネーターとしての役割も有しているところでございます。

最後に、年度別、内容別悩み相談の電話等の件数でございますが、平成24年度は、いじめが3件、不登校が5件など合計で31件の相談が寄せられております。本年度は5月末現在、5件の相談が来ています。

以上でございます。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。

ただいま当局よりの説明がありました。御質疑願いたいと思います。

所管事務全般について御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）よろしいですか。

質疑はないものと認めます。

次に、委員外議員の御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

以上で、社会教育課を終わります。

御苦労さまでした。

△少年自然の家の審査

○委員長（川添公貴）次に、少年自然の家の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）それでは、議案がございませんが、所管事務について何か調査がございますか。

○少年自然の家所長（上村実行）それでは、所管事務調査について御説明いたします。

総務文教委員会資料の6ページをごらんください。

当少年自然の家は、昭和62年に開所しまして、これまでに86万人を超す方々に御利用いただいております。昨年度につきましては表にもありますように、397団体、3万6,173人の利用をいただいております。

その利用の内訳につきましては――本所の事業は、集団宿泊学習、主催事業、生涯学習関係事業の三つに分けることができますけれども、その団体別に見ますと、集団宿泊学習につきましては、市内外の公立小・中学校を中心に84団体、1万847人。生涯学習関係は、PTAや子ども会など社会教育関係団体を中心になりますけれども、これに各団体の求めに応じて行います出張指導を含めて235団体、1万1,346人。主催事業は、夏・冬のアドベンチャー事業など16事業、47本で、延べにしますと78になりますけれども、1万3,980人となっております。

これらの利用者を市内・市外の割合で分けますと、資料では、主催事業を含めた数値を上げておりますけれども、主催事業を除きますと、団体で75%、研修延べ人数で63%が市内からの利用となっております。

次に、利用者にいただきましたアンケート結果を、施設設備の面から拾い上げてみました。

おおむね良好な評価をいただきましたのは、冒険の森などの野外でのアスレチック施設やプラネタリウムの充実、あるいは宇宙館とのリンク、野外宿泊棟の活用などです。

また、要望や改善を求められた点につきましては、7ページになりますけれども、食堂、トイレ、

キャンプ場、炊飯場などの数の問題、あるいは広さ、狭さの問題に対する指摘、あとムカデ対策の要望等が出されているところでございます。

施設設備面に関しましては、財政的に厳しい面はありますけれども、利用者の安全確保に万全を期すということから、所員の手作業による施設の点検、補修も随時行いながら、老朽化に対応した維持補修、改修工事を年次的に行っているところでございます。

ただいま御紹介いたしましたプラネタリウムにつきまして、少し紹介させていただきたいと思っておりますけれども、本所のプラネタリウムは開所と同時に設置されておりまして、もう27年目を迎えております。少々古くなってきましたけれども、集団宿泊学習での各学校の利用や、ウィークエンドプラネタリウム開放事業等を中心に、多くの市民の皆様にも親しまれております。リピーターの方もたくさんいらっしゃいます。昨年度は3,903人の利用をいただいております。

今年度は、これらの開放等に加えまして、子どもたちにプラネタリウムのシナリオづくり、あるいはプラネタリウムの機械操作、そういった体験、そしてその過程で調べたことをまとめて、夏休みの大きな宿題である自由研究づくりにもつなげたいということで、寺山プラネタリウムキャンプを新規事業として実施する予定でおります。このような活動を通して、さらに取り組みを充実させていきたいと思っております。

今後も、県内に五つしかないプラネタリウムを持ち、しかも、宇宙館という関連施設が間近にあるという利点を生かしながら、利用の拡大を図っていきたく考えているところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（川添公貴） ありがとうございます。

ただいま当局よりの説明がございましたが、所管事務全般について御質疑願いたいと思っております。

○委員（杉菌道朗） 要望、改善のところで、プレイホールでの活動云々という部分がございますが、プレイホールは地下の円形になった、じゃないですかね、どこ。

○少年自然の家所長（上村実行） プレイホールは体育館です。

○委員（杉菌道朗） 体育館か。ごめんなさい。体育館は、じゃあ空調というかクーラー関係はないんですね。

○少年自然の家所長（上村実行） はい、ございません。

○委員（杉菌道朗） 要するに、とにかく直射日光等——当然、体育館のつくりですから、熱がこもっているということでしょうから、換気等。あとは外からの直射を避けるためのブラインドないしカーテン等々あるのかなというふうに思うんですけど、そこあたりは対応しても、かなり暑かったというふうな意見だろうなというふうに思いますので、これも抜本的にどうこうということが、何か対応できますか。ちょっとそこだけ教えてください。

○少年自然の家所長（上村実行） この感想に書かれた分につきましては、8月の利用のアンケートです。暑い中ではありますけれども、正直、もう換気窓をしっかりと開けながら、空気の入れかえをしつつ使っていただくというのが、できる対策なのかなと考えているところです。

この後、施設を大幅に見直す時期が来るかと思っております、もう27年目を迎えますので。その時点で、いろいろな御意見をお伺いしながら、検討はさせていただきたいとは考えております。

○委員（杉菌道朗） はい、わかりました。

工業用扇の大きな扇風機とかもないんですか。

○少年自然の家所長（上村実行） 大きな扇風機はございます。必要に応じて、団体の求め等に応じて、貸し出しはしているところです。

○委員（徳永武次） けさの新聞にも載っかって、名前はちょっと忘れたんですけど。子どもたちの屋外での活動が喜ばれているということで、いろんなハチとか、きょうも何か霧島市のほうに今発生している虫がおるとかっていう……。ヤケドムシというのが新聞に載っかったんですけど、例えば今までこういういろんな実績を持ってるんですけど、緊急的に病院に搬送されたとか、そういう例があるんですか。

○少年自然の家所長（上村実行） 数年前に冒険の森というアスレチック施設で、子どもたちがハチに襲われて病院に搬送したという例がございますし、2年前には施設点検で、所員がスズメバチに刺されたという事案もございます。

○委員長（川添公貴） ほか、ございませんか。

部長にお伺いしますけど、先ほどの杉菌委員の改修の今後の目標についてお考えが、部長がありましたら答弁をお願いしたいと思います。

○**教育部長（中川 清）** 大規模改修等の関係については、実施計画、所要の手続が必要になっていくというふうに考えておりますので、再度、施設の状態等を確認しながら、実施計画等の登載について、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

○**委員長（川添公貴）** 質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（川添公貴）** 質疑はないものと認めます。

以上で、少年自然の家を終わります。

御苦労さまでした。

△中央図書館の審査

○**委員長（川添公貴）** 12時は回ってるんですが、遠路はるばるおいでいただいておりますので、次に、中央図書館の審査に入りたいと思います。

○**中央図書館長（米丸一己）** まず初めに、おわび申し上げます。遅くなりまして、申しわけございませんでした。

△所管事務調査

○**委員長（川添公貴）** 中央図書館について議案はございませんが、所管事務全般について何かございますか。

○**中央図書館長（米丸一己）** それでは、所管事務について説明いたしますので、委員会資料の8ページをお開きください。

市立図書館の平成25年度主要事業計画でございます。

市立図書館では、図書資料の整備、貸し出し事業等のほか、資料にお示ししましたような市民の読書活動の推進に関する事業等を行っております。

上から順に、その概要を説明いたします。

移動図書館事業は、本土地域は中央図書館にある2台の移動図書館車で、甌島地域は下甌分館の1台の移動図書館車で、小・中学校や幼稚園、保育園、住宅団地、公民館等、合計82カ所のステーションを月に1回巡回しております。

お話し会事業は、児童・幼児と、その保護者を対象にした読み聞かせなどを行う事業で、内容や実施場所によって、中央図書館や各分館で定期的に行う「おはなしひろば」、季節ごとに四季折々の工作活動等もあわせて行う「わくわく図書館」、

夏休みなどに児童クラブ等に出向いて映画上映等もあわせて行う「おでかけ図書館」の3種類の事業を実施しております。

市民講座としましては、地域の読書グループや幼稚園・保育園の職員等を対象としました読み聞かせの研修、お話実践講座、及びことしは特別企画としまして、8月に3回連続の朗読講座としまして、MBCラジオのパーソナリティーの二見いずさんを講師にお招きいたしまして、実施することとしております。

また、昨年に引き続き、就職支援や中・高齢者の生きがいづくりなどの課題対応型図書コーナーをPRするための、図書館教養講座も開催する予定でございます。

次の地域の読書活動グループ活性化研修会は、県立図書館と県図書館協会の共催事業としまして、10月27日、日曜日に、本市、中央公民館で開催されることになっており、県内各地から読書活動関係者が集まり、研修会が開かれることになっております。

読書感想文コンクールは、市内の小・中学生を対象としまして、毎年、実施しているものでございますが、図書館協議会での意見等を踏まえまして、今年度から夏休み中に、読書感想文の書き方教室を開催することといたしております。

このほか、市民に図書館に親しんでもらい、市民の読書活動の推進を図るための薩摩せんだい図書館フェスタ、母子保健推進員と連携し、新生児家庭に絵本を届け読み聞かせを行うブックスタート事業、市民の文化・文芸活動の発表の場として、文化薩摩川内の編集・発行等を計画しております。

以上で、中央図書館の説明を終わります。

御審査方、よろしく願いいたします

○**委員長（川添公貴）** ありがとうございます。

当局の説明は終わりましたが、所管事務全般について御質疑を願いたいと思います。

御質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（川添公貴）** 質疑はないものと認めます。

次に、委員外議員の方、御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（川添公貴）** 質疑はないものと認めます。

以上で、中央図書館を終わります。
御苦勞さまでした。
ここで、暫時休憩いたします。
再開は13時10分といたします。

~~~~~  
午後0時7分休憩  
~~~~~  
午後1時6分開議
~~~~~

○委員長（川添公貴）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△財政課の審査

○委員長（川添公貴）次に、財政課の審査に入ります。

△議案第93号 平成25年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（川添公貴）それでは、審査を一時中止しておりました議案第93号を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（今井功司）それでは、財政課関係の平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算、第1回補正について御説明いたしますので、別冊となっております各会計予算書、予算に関する説明書を御準備ください。

予算書の8ページをごらんください。

15款2項1目総務費補助金になりますが、片野浦漁港のしゅんせつ工事に係る追加交付の見込みが立ったため、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金を増額しております。

次に、12ページになります。

19款1項1目財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源対策といたしまして、基金繰入金を増額しております。

続きまして、14ページをごらんください。

22款市債は、5目農林水産業債では、特定離島ふるさとおこし推進事業の補助内示を受けました林道改良舗装事業に係る財源として、辺地対策事業債を増額し、8目消防債では、特定離島ふるさとおこし推進事業の補助内示を受けたことにより、財源調整として辺地対策事業債を減額調整するとともに、今後の財源対策のため、防災対策事業債から交付税措置のより高い緊急防災・減災事

業債に変更するため増額し、9目教育債では、小中一貫校整備に係る測量・造成設計事業における財源といたしまして、合併特例事業債を増額しております。

次に、地方債について御説明いたしますので、5ページをお開きください。

5ページの第2表地方債補正をごらんください。

今回の補正では、林道建設事業及び小中一貫校整備事業を新たに追加し、消防防災施設整備事業について、借入事業債の変更等により限度額を増額するものであります。

以上で、財政課関係の補正予算の概要説明を終わります。

よろしく御審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（川添公貴）当局よりの説明は終わりましたが、御質疑願いたいと思います。

御質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

次に、委員外議員の質疑を許します。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

[紹介議員 着席]

△請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書

○委員長（川添公貴）次に、請願第2号地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書を議題といたします。

請願書については、お手元配付のとおりでございます。（請願文書表は巻末に添付）

次に、紹介議員である持原議員に出席いただいておりますので、持原議員において補足説明をよろしく願います。

○議員（持原秀行）間違ったことを言えばいけませんので、ちょっとメモをしてきましたので、3分ほど済みますので読ませていただきたいと思っております。

政府予算、地方財政全体の予算スケジュールは、通常7月から8月に、各省の予算に係わる概算要

求基準を決定し、政府内部の折衝を通じて12月末に地方財政を含む内容で、政府予算案が決定されます。

このうち地方財政については、6月の骨太方針で大枠の方針が示され、7月から8月の政府概算要求、12月末の財務省、総務省との協議で地方財政対策が決定、その詳細が翌年の2月の地方財政計画に反映をされてまいります。

地方財政対策は、通常見込まれる給与関係の経費や、社会保障等に係わる歳出、地方税や法定5税分の地方交付税に係わる歳入を見積もり、なお不足する財源を国と地方で折半し財源補てんを行うことですが、2013年度で現行の補てんルールは終了し、2014年度以降の補てんルールは、白紙の状態となっており、そのあり方を含めて、今後、議論されることとなっております。

このような不安定な状況の中で、2014年度の地方財政は、地方公務員給与のみならず社会保障経費や環境対策などの一般行政経費も含め、財務省を中心とした地方財政全体の圧縮の動きが強まることを警戒する必要がございます。

2013年度の地方財政計画で、政府は地方税の増額を見込み、臨時給与削減を強行し、意図的に地方交付税を削減をいたしました。総務省は前年度、2012年度並みに一般財源総額を確保し、問題はないと主張しておりますけれども、表面上、財源を繕ったものにすぎず、特に、給与関係経費に係る財源を防災・減災事業などに振りかえたことは、財政需要に基づき財源保障枠を確保する地方財政計画の機能に反するものでもあります。

また、地方交付税の削減は公共サービス水準の低下と、財政力の低い自治体に打撃を与えるものでもあります。

2014年度の地方財政の確立に向けては、歳入・歳出を的確に見積もり、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画の拡大、地方交付税の必要総額の確保に向けて、地域から政府、国会へと圧力をかけることが必要であり、特に、臨時給与減額で削減された給与関係経費に係わる財源の削減が求められていると思っております。

地方財政が直面する状況を踏まえ、今後、議論される骨太方針や、政府概算要求の策定期間に照準を合わせ、今6月議会での議会採択をお願いをするものであります。

どうぞよろしくお取り計らいいただきたいと思

います。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。  
本請願について、当局から何か発言がございましたか。

○財政課長（今井功司）特にございませぬ。

○委員長（川添公貴）これより紹介議員に対して質疑を行いたいと思います。

御質疑願いたいと思います。

ございませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

次に、委員外議員の質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

ほかに質疑はないようでございますので、紹介議員に対する質疑は、ここで終了いたします。

御苦勞さまでございました。

[紹介議員 退席]

○委員長（川添公貴）それでは質疑を終了し、討論・採決に入りたいと思いますが、継続審査にという御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）継続審査の声はありませんので、これより討論・採決を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）討論はないものと認めます。

本請願は、趣旨を了とし、採択すべきものと認めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）御異議なしと認めます。

よって、本請願は採択すべきものと決定いたしました。

なお、意見書の提出については、後ほど御協議いただきますので、御了承を願いたいと思います。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）次に、所管事務調査を行いたいと思います。

当局からの説明はございますか。

○財政課長（今井功司）それでは、財政課のほうから所管事務調査をお願いいたしたいと思

す。

本日、総務文教委員会資料の別冊となっております資料を御準備しております。そちらの資料の御準備をお願いしたいと思います。

こちらの資料は、昨年11月に策定いたしました財政運営プログラムの進捗状況について、とりまとめたものであります。本日、その概略について説明をさせていただきます。

まず、1ページでは、プログラムの方策の5本柱に係るもので、平成25年度当初予算等に反映した内容についてお示ししております。

まず、1項目め、1の人件費について、こちらは削減額約3億円で、職員数を24人削減したものであるものであります。

2の施設統廃合につきましては、平成25年度において、約8,000万円の削減となっております。

その内容は、甌島4地域の在宅介護支援センターを地域包括支援センターのサブセンターに移行することで、4施設が廃止となっております。

また、甌島地域の可燃ごみを川内クリーンセンターに搬入することにより、甌島クリーンセンターを休止することとしております。

3の普通建設事業費と維持補修費の規模見直しにつきましては、約4億5,000万円の削減となっております。

これは、維持補修費において、昨年度と同規模の10億円を予算措置しているところでございますが、普通建設事業費におきましては、優先的に取り組むとした17事業を計画どおり取り組んでいることに加えまして、2事業について、新たにに取り組む事業としているところでございます。

4の事業見直しにつきましては、約1億円の削減となっております。プログラムどおり着手した事業が47事業、着手時期を前倒した事業が9事業、新たに見直すものとして追加したものが4事業ございます。それらによりまして、削減となったものでございます。

なお、2ページ以降に、個別事業の検討状況につきまして記載してございます。この取り組み内容につきましては、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

それでは、申しわけございません。1ページにお戻りください。

5の成長戦略の展開につきましては、平成

25年度におきまして、地域成長戦略として検討する事業として、10事業に係る経費を約4億2,000万円ほど予算計上しているところでございます。今後も、進捗状況の把握、対応指示するなど、進捗におくれを来さないよう調整を図り、予算等に反映していくこととしているところでございます。

以上で、財政運営プログラムの進捗状況についての説明を終わります。

○委員長（川添公貴）ただいま当局より説明がありました。所管事務全般について御質疑願いたいと思います。

御質疑ございませんか。

○委員（成川幸太郎）この財政運営プログラムの件につきましては、私、一昨日、質問をさせていただきました。

部長の答弁の中で、いろんな削減の努力をされている効果が、本年度予算にあらわれているということをおっしゃったんですが、これは昨年度実績に対して、予算が減ったということでもございましたけれども、これから補正はないものという感覚でとらえていいのでしょうか。

○財政課長（今井功司）こちらの資料のほうでお示したものは、当初予算時点の削減でございます。今年度につきましては、現時点の景気を勘案しますと、今後、補正という事態も想定をされるところでございますので、本年度予算については増減する見込みがございます。

ただ、一般質問等でも総務部長のほうから答弁してございました決算との比較につきましては、平成23年度の決算と比べてのお話をさせていただいたところでございます。ただ、直近の平成24年度につきましては、今現在、決算を取りまとめ中でございますので、それらが出た時点で、また分析のほうに入りたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員（成川幸太郎）実際に削減努力を続ける中で、細かくその効果の部分をお教えいただけませんか。これはことしの予算の中で、削減が予定されるものですね。ということは、平成24年度は9月の議会等で、決算を、ここがなされるときに、どういったものが前年に比べて削減されたということは、具体的に出るかと考えてよろしいですか。

○**財政課長（今井功司）** 9月の決算の議案の提案の際には、個別の説明ではなく、全体的な財政的な指標を含めまして、全体的な説明をさせていただきたいと考えておまして、現時点では、個別の事業の説明までは考えていないところではございます。例年、そのような全体の決算規模、財政健全化判断比率等を用いまして、説明させていただいてるところでございます。

以上です。

○**総務部長（今吉俊郎）** 本会議で成川議員の一般質問にお答えさせていただきましたのは、物件費が平成19年度から平成23年度で5億円ふえているということで、そのふえた分は、特にその8割は委託料であることも説明申し上げましたけれども、委託料がふえた分、どこかが減るんじゃないかということで御質問でしたので、指定管理の部分で言えば、人件費の部分で減るというのもあるかという答弁をさせていただいたことと。それから、具体的にどこをどう削ってというのをお示しするのは、今、財政課長が申し上げましたとおり、決算の中で出てくるのかと思いましたが、もう本当、当初予算編成作業の中で、トータルで7億円減らしたということからしまして、全体の調整をさせていただいたという答弁をいたしたような次第でございます。

以上です。

○**委員（成川幸太郎）** でしたら、今、ここに進捗状況について説明があるような項目で、昨年度の取り組みにおいて、こういったところが、どれぐらい減ったと。それと一昨日の質問の中で、ふえる要因は、新規事業が物件費の中でも入ってきてるんだということを言われましたけれども、削減がこんだけなされて、新規事業がどういうふうに行われているから、実際には、増減はこうなるということが示されるものと考えてよろしいですか。

○**委員長（川添公貴）** 答弁できますか。

○**財政課長（今井功司）** 9月時点の決算の際に、性質ごとの、例えば物件費などの増減の理由ということでございます。

それにつきましては、本会議での上程時には、全体説明にとどめさせていただきたいと思いますが、総務文教委員会で決算の審査がございますので、それについては、その増減がお示しできる範囲で、委員会資料としてお示しをさせていただき

たいと考えているところでございます。

以上です。

○**委員長（川添公貴）** 今、資料を出されるということでもありますので、平成24年度決算の内訳と、財政運営プログラムとの整合性の比較表を出して、そのようなやつを出していただきたいのが1点。おおむね、どのような細部にわたって、それを分析した結果がどうだという資料の提出をお願いしたいと思います。

あわせて、平成26年度予算編成時についても、同じような財政運営プログラムとの比較の部分を出していただきたい。それは平成26年度の当初予算と平成25年度との連動したやつを、出していただきたいと思います。要望とします。

ほか御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（川添公貴）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の御質疑を認めます。

○**議員（谷津由尚）** 済みません。この2番目の施設の統廃合で0.8億円、つまり8,000万円削減となっているんですが、これは甌島クリーンセンターを休止したことによる、純粋な削減された金額ということなんでしょうか。それとも、その削減された金額に、今度は本土のほうに持てきますので、その運搬費ですとか、本土での処理費ですとか、それを全部さっ引いた金額。つまりこれだけプラスになるんですよという。どの金額ですか。

○**財政課長（今井功司）** こちらの8,000万円の数字につきましては、今まで管理していたものから、今回、島外搬出するのに必要になった搬出委託料を差し引きました、つまり島外搬出する経費を差し引いた分での計算で、算出しているものでございます。

以上です。

○**議員（谷津由尚）** ということは、純粋なメリットということというふう把握をします。

であれば、この主な事業見直し対象事業一覧表、進捗状況という、これは施策体系別にまとめられて非常にわかりやすいんですが、ここにその8,000万円メリットがありますよというのであれば、この12ページのこれに該当するんじゃないかと思うんですが。クリーンセンター管理費、これが実質ゼロになるわけですから、ここに今までかかっていた経費が幾らあって、それがゼロに

なって、ここでそれで純粋なメリットが幾らで、その島外へ搬出するための諸経費が幾ら発生して、差し引き8,000万円になりますというような数字が、どうせ最終的には財政のほうで数字を全部取りまとめられるわけですから。ここに入れとくことによって、恐らくその所管も明確にわかるでしょうし、その所管以外の方もよくわかるでしょうし、私はそれが最終的には、この財政運営プログラムの浸透になるのではないかと思うんですが、いかがですか。

**○財政課長（今井功司）** こちらの個別事業の表示につきましては金額ベースで出せるもの、なかなか出せないもの等があるとは思いますが、できるだけ詳細に、効果額等につきまして表示できるように検討したいと考えております。

あと、今後、財政運営プログラムの進捗を図っていく中では、個別事業の実際の削減効果等を集計して、それによりまして、さらに削減をさらにしなければならぬなどの状況に対応する必要がある可能性がございますので、個別の事業については、可能な限り効果については拾い上げて、進捗状況を把握していきたいと考えているところでございます。それを予算にも、つなげていきたいと考えているところでございます。

以上です。

**○委員長（川添公貴）** ほか、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（川添公貴）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、財政課を終わります。

御苦勞さまでした。ありがとうございました。

---

△税務課・収納課の審査

**○委員長（川添公貴）** 次に、税務課及び収納課の審査に入ります。

---

△議案第83号 薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定について

**○委員長（川添公貴）** それでは、議案第83号 薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

**○税務課長（山口秀昭）** 議案第83号 薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりその1の83の1ページであります。

提案理由につきましては、本会議で部長から説明をいたしておりますので、省略させていただきます。

説明は総務文教委員会資料で行いますので、資料の1ページをお開きください。

市税条例改正の概要であります、(1)番目、納税環境の整備としまして、現在の低金利の状況を踏まえ、納税者等の負担を軽減する観点から、国税の見直しに合わせて延滞金及び還付加算金の利率を引き下げるものであります。

具体的には、平成26年1月1日からの分で、延滞金は現行14.6%が9.3%に、還付加算金は4.3%が2.0%に、それぞれ引き下げられるものであります。

延滞金は、納期限までに納付されない場合に課される徴収金であります。また、還付加算金は、納め過ぎた税金の、納付期限日等の翌日から還付の支払いが決定されるまでの日数に応じて加算される金額で、利息に近い意味合いがあります。

(2)番目です。個人住民税における住宅ローン控除の対象期間について、所得税における住宅ローン減税の延長に合わせて、太い黒枠の部分ですけれども、平成26年1月1日から平成29年末まで4年間延長することとし、消費税率引き上げに伴う影響を平準化する観点から、その期間のうち、平成26年4月1日から平成29年末までに住宅を取得した場合の控除限度額を所得税の課税総所得金額等の7%に拡充し、控除限度額も最高13万6,500円に引き上げられるものであります。

なお、この措置による平成27年度以降の個人住民税の減収額も、全額国費で負担されるものであります。

施行期日等でございますが、延滞金及び還付加算金の利率の引き下げは平成26年1月1日から、住宅ローン減税関係は平成27年1月1日からとなっております。

なお、歳入への影響でございますが、延滞金の利率引き下げの影響につきましては、平成26年1月以降の延滞金から適用されることから、割合で前年比、約9%程度の減少するものと思われません。

還付加算金の利率引き下げの影響は、平成23年度決算額で見ますと、現行約1,000万円が、利率引き下げ後の率で換算しますと、約

560万円減の約470万円となります。

また、住宅ローン控除関係につきましては、平成24年度の対象者は1,213人で、控除額が県民税分で3,572万3,000円、市民税分で2,381万6,000円の計5,953万9,000円となっております。

以上で説明を終わります。

よろしく御審査くださるようお願いいたします。

○委員長（川添公貴）ただいま当局より説明がございましたが、御質疑願いたいと思います。

御質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

次に、委員外議員の御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）討論はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### △所管事務調査

○委員長（川添公貴）次に、所管事務調査を行います。

当局から何か報告事項はございますか。

○税務課長（山口秀昭）税務課は特にございません。

○委員長（川添公貴）収納課は。

○収納課長（枇杷 繁）収納課もありません。

○委員長（川添公貴）当局よりの所管事務報告はないようございますが、全般にわたって御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

次に、委員外議員の方はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）ないものと認めます。

以上で、税務課及び収納課を終了いたします。

御苦労さまでした。

---

#### △総務課の審査

○委員長（川添公貴）次に、総務課の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（川添公貴）総務課においては、議案がありませんので、所管事務調査を行いたいと思います。

何か報告事項はありますか。

○総務課長（田代健一）総務課の総務文教委員会資料の2ページをお開きください。

所管事務報告といたしまして、月額報酬嘱託員の制度について御説明いたします。

まず、嘱託員の法的な身分でございます。地方公務員法上の公務員は、一般職と特別職に分かれ、さらに、それぞれ常勤と非常勤に区別されているところでございます。私ども一般職員は、職員のうち一般職の常勤職員ということになります。嘱託員につきましては、特別職の非常勤職員という区分になります。

次に、月額報酬嘱託員の数でございますが、現在431人でございます。昨年度417人に対しまして若干増いたしておりますが、補助事業嘱託員、地域おこし協力隊等の増によるものでございます。

職種別の人数及び報酬額については表記載のとおりですので、ごらんください。

職種のうち①から④の事務的業務に従事する職種につきまして、今年度、見直しを行いました。

従来、〇〇業務嘱託員と具体的な業務名を付していたものを業務内容により整理いたしまして、行政事務嘱託員Ⅰ種からⅣ種に区分をいたしたところでございます。

なお、この表のうち⑥につきましては、月額報酬にはなっておりますが、業務発生時のみの随時勤務となるため、社会保険等の適用がない区分となるものでございます。

次に、3の勤務日数、勤務時間でございますが、8時半から17時15分まで、月17日の勤務

となっております。

次の委嘱期間でございます。1年間の原則となっておりますけれども、5年までの更新が可能となっております。

5年経過後につきましては、原則1年間の空白期間があつて、公募の際、任用されれば、また5年雇用されることとなります。

原則と申し上げましたのは、看護師等の有資格者に係るものとか障害者等、さらに公募したけれども応募がない場合については、空白期間を置かずに任用いたす場合もございます。

昨年度までは、5年間経過後に公募いたしまして、その際に合格をすれば、再度、委嘱を行っておりましたが、雇用機会を均等にすること、それから長期雇用の弊害等を考慮いたしまして、今年度より改正をいたしたところでございます。

次の選考方法でございます。公募につきましては、2月10日号の「広報薩摩川内」それからホームページ、ハローワーク等で公募をいたしました。

一部の職種を除きまして、面接試験による選考を行っております。面接につきましては、所属部課長等4人以上により、積極性、理解力、表現力、態度等を評価して、最高点の者を採用いたしておるところでございます。

次に、平成25年度新規嘱託員の公募数につきましては、59種86人に対し269人の応募があつたところでございます。

最後に、嘱託員の福利厚生につきましては、ごらんのとおり健康保険等各種保険と、それから年休、特別休暇等の休暇制度が適用されているところでございます。

以上で説明を終わります。

**○委員長（川添公貴）** ただいま当局より説明がございましたが、所管事務全般にわたって御質疑を願いたいと思います。

御質疑ございませんか。

**○委員（成川幸太郎）** 嘱託員の1年の期間の更新が5年まで可能ということで、これはもう法律に沿ったものだと思うんですが、例外的に、空白期間を置かずに任用をされる場合もあるというふうに言われましたけども、今回の改正による5年以上の者、非常勤職員だったら常勤職員にかえなきゃいけないという法律改正が行われていますよね。それに対しては、それは入らないんですか。

**○委員長（川添公貴）** 労働契約法も含めて、説明をお願いします。

**○総務課長（田代健一）** ただいま御質問があつた点につきましては、労働契約法の改正に伴う対応についてということでございますけれども、嘱託員につきましては、本市の嘱託員は特別職の非常勤職、地公法上の公務員という区分になります。地方公務員法の公務員につきましては、労働契約法の適用除外となっておりますので、嘱託員につきましては、その雇用期間等について制限をかける法律がないということになります。

したがいまして、本市におきましても独自の、諸状況等を勘案した上での雇用内容になっておるところでございます。

以上です。

**○委員長（川添公貴）** ほか、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（川添公貴）** 質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（川添公貴）** 質疑はないものと認めます。

以上で、総務課を終わります。

御苦労さまでした。

△秘書室の審査

**○委員長（川添公貴）** 次に、秘書室の審査に入ります。

△所管事務調査

**○委員長（川添公貴）** 秘書室においては、議案及び所管事務の報告はないようではありますが、委員の皆さんのほうから、所管事務全般について御質疑を願いたいと思います。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（川添公貴）** 質疑はないものと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（川添公貴）** 質疑はないようでございます。

以上で終わります。

御苦労さまでした。長時間待つていただきまして、ありがとうございました。



△文書法制室の審査

○委員長（川添公貴）次に、文書法制室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）それでは、議案がございませんが、所管事務について何か報告がございますか。

○文書法制室長（堀ノ内 孝）文書法制室から2点御報告がございます。

まず、情報公開制度及び個人情報保護制度に係る平成24年度の運用状況について御報告したいと思っておりますので、総務部関係資料の3ページをお開きください。

まず、1の情報公開条例に基づく公文書の開示請求の状況等でございますが、(1)の表をごらんください。

開示件数でございますけれども、実施機関別に、市長部局が16課33件、消防局が1課1件、教育委員会が2課7件、議会1件の合計42件でございます。平成23年度は41件でございますので、請求件数は全体で1件の増加となっております。

これらの請求に対する処理状況につきましては、実施機関全体で、開示17件、部分開示25件、不存在3件となっております。

続きまして、4ページをお開きください。

部分開示及び不開示の決定理由ですけれども、(2)の表で、部分開示、不開示となったものの決定理由を項目ごとに示したもので、それぞれ条例第7条に規定する個人情報等の不開示事由に該当したものでございます。

続きまして、(3)ですけれども、不服申立はございませんでした。

(4)の情報公開コーナー利用状況等でございますけれども、情報公開コーナーの利用状況で、昨年度、一般の方から185人の利用がございました。平成23年度は266人でありましたので81人の減となっております。

続きまして、一つ飛びまして、(6)の開示請求内容等でございますけれども、記載のとおりでございます。最近の請求の傾向といたしましては、工事設計書の請求がふえている状況にあります。

続きまして、7ページをお開きください。

2の個人情報保護条例に基づく開示請求の状況等でございます。

(1)の開示請求及び処理状況ですが、昨年度は、市民健康課に対する1件の請求がございました。平成23年度の請求件数も1件であり、増減ございませんでした。

なお、建設維持課の部分開示1件は、平成23年度の請求に対する決定処理でございます。

(2)の訂正請求、利用停止請求は、該当はございませんでした。

(3)の不服申立てが1件ございました。

内容につきましては、土地売買契約に関する開示請求について、部分開示決定を行ったことに対する不服の申し立てでしたけれども、審査会により妥当との答申を受けております。

以上で、情報公開関係の御報告を終わります。

引き続き、2点目も説明してよろしいでしょうか。

○委員長（川添公貴）どうぞ、お願いします。

○文書法制室長（堀ノ内 孝）続きまして、8ページをお開きください。

固定資産評価審査の決定取消請求事件について御報告いたします。

この事件は、昨年6月26日に、本市固定資産評価審査委員会が訴えられておったものでございますけれども、去る5月22日に判決が出されたため御報告するものです。

内容としましては、鹿児島市在住の男性ですけれども、永利町所在の土地について、課税台帳の土地の評価が高いということで、固定資産評価審査委員会に審査の申し出をされたわけですけれども、固定資産評価審査委員会が、その申し出を棄却する決定をしたため、その決定を取り消せという裁判を提起されたものでございます。

裁判では6回の口頭弁論が行われましたが、固定資産評価審査委員会の主張が全面的に認められて、原告の請求を棄却する判決が下されたものです。

なお、2週間の控訴期間に原告は控訴されませんでしたので、この判決は確定しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（川添公貴）以上、当局よりの説明がございましたが、これらを含め所管事務全般について御質疑願いたいと思います。

質疑願います。  
ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

委員外議員の質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

以上で、文書法制室を終わります。

ありがとうございました。

---

△財産活用推進課の審査

○委員長（川添公貴）次に、財産活用推進課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）当課においては、議案及び所管事務の報告はないようであります。委員の皆さん方におかれては、所管事務全般について御質疑を願いたいと思います。

御質疑ございませんか。報告はないようでありますので、何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

委員外議員の御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないようでございます。

以上で、審査を終了いたします。

長時間ありがとうございました。

---

△契約検査課の審査

○委員長（川添公貴）次に、契約検査課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）契約検査課も議案はございませんが、所管事務について何か報告がございますか。

○契約検査課長（堂元清憲）建設工事の入札状況につきまして、並びに国の入札制度の見直しが今回あったものですから、その説明をいたします。

資料の9ページをお開きください。

建設工事の状況、1の（1）ですが、年度ごとの入札の執行件数と平均の落札率でございます。

入札件数は、年々減少傾向が続いております。平成24年度、411件を執行いたしまして、平均落札率は、91.69%でございました。

その下の（2）ですが、これは一般競争入札の工種ごとの開札状況になります。

件数欄の中に「うち工物品質評価型」とございますが、これは過去に受注された工事の成績を入札の参加条件とするものでございます。入札1件当たりの申し込みの業者数のほか、記載のとおりとなっております。

次に、10ページでございます。

（3）は、一般競争入札の予定価格の金額区別、これの発注件数でございます。平成24年度の389件の内訳になります。全体のうち1,000万円未満の工事が264件でございます。全体の68%を占めております。

その下の表は、コンサル業務委託でございます。これは全て指名競争入札です。各業務ごとの執行の各状況でございます。

続きまして、11ページでございます。

同じく、一般競争入札の落札率の状況になります。グラフがありますが、上の折れ線の三角の印が平均落札率でございます。棒グラフが発注件数、一番下の黒い丸のグラフが、1件当たりの入札参加業者数になります。

その下の表ですが、これは一般競争入札の工種別の平均落札率の比較になります。過去3カ年度の工種ごとの落札率です。平成22年度、23年度、24年度の各落札率を棒グラフのほうで示しております。九つの工種がございますが、六つの工種で昨年度より落札率は上回っております。

次に、12ページです。

これは工事成績評定点の状況でございます。

折れ線グラフが三つございますが、一番上の三角が最高点、ひし形が平均点です。その下、四角が最低点になります。棒グラフは、評定をした工事の件数です。

下の表に、各年度の状況がございますが、この表の一番下に年度平均点ですが、対前年度で、下がっている年度も若干ございますけれども、傾向としては上昇を続けている状況でございます。

なお、平成24年度、一番右ですが、70.94点ということで、これまでの最高点となった

ところでございます。

次の13ページと14ページですが、これは過去4年間、または6年間の成績評定点と検査件数の状況です。全体と、あと主要な7工種の内訳をグラフ化しております。御参照ください。

次に、15ページですが、6ですが、総合評価落札方式の実施状況です。

昨年度は、18件実施をいたしました。消防庁舎新築工事ですとか、平佐西小学校南東校舎の新築工事等でございます。平均の落札率が95.26%でございました。内訳等については、お示しのとおりでございます。

その下になります。これが国の入札制度見直しについてでございます。説明いたします。

これにつきましては、総務省並びに国土交通省から県知事あてに、まず、送付された通知がございまして、これが県を通じまして5月17日に本市に、その写しが送付されております。

その内容ですが、国の予算成立に伴いまして、工事の迅速かつ円滑な施工の確保、契約価格の適正化及び実効あるダンピング対策の充実が重要であるということで、国におきます低入札価格調査基準価格、本市でいう施工体制調査基準価格になりますが、これの算定式のうち、一般管理費等に係る算定率を引き上げるという改定でございます。

国におきましては5月16日以降の入札公告から、もう既に適用を開始したということでございました。並びに、この国の対応を踏まえ、各県においても見直しをされたいということと、あと市町村へも周知をされたいという内容になっておりました。

この改定の内容でございますが、資料にございます、左側になりますが、見直し前の計算式のところにA・B・C・Dがございまして、このDでございます。一般管理費等、左のほうが、「×0.30」とございまして、これを右の表のとおり、0.55に改定、引き上げがなされたものでございます。

その下の「上記の合計額×1.05」と、これはもう消費税でございます。

また、この国の改定を受けまして、自治体が運用基準の参考にしております中央公契連モデル、中央公共工事契約制度運用連絡協議会ですが、そこがモデルを示すんですけども、その算定モデルも、国と同様の改定がなされたところでござい

ます。

つきましては、本市の対応についてでございますが、御承知のとおり昨年度、議会に対しまして建設業協会から陳情が提出されました。これが議会で採択されましたことを受けまして、本市の施工体制調査審査基準額、この金額の割り増し措置を1.035ということで、3.5%の割り増し措置を講じることになりまして、本年4月からこれを実施しているところでございます。

そして今回の改定でございますが、この算定の項目のうち、一般管理費等の率が引き上げられたということなんですが、これによりまして、どのようなことになってくるかと申しますと、本市のような割り増し措置をしていない状態で申しますと、調査基準価格が改定前の額から2%台から3%台、総額としては引き上げになるという形になります。

ただ、この2%台から3%台と申します、引き上げ率に幅が生じますのは、現在の本市のような一律の引き上げの改定ではございませんので、一般管理費という1項目の引き上げになっておりますので、工事の金額、規模とか工種によりまして、全体の工事費のうちの一般管理費の占める割合がそれぞれ異なっておりますので、こういう引き上げ幅に、結果として幅が生じてくるということになります。

本市は4月17日開札分から、この割り増し措置を行っているわけですが、現在、2カ月余りたちまして、その効果といいますか、もう少し今後の状況も見てみたいということがございます。

また、仮にこの改定に準じまして、本市も改定を行うとした場合に、現在はこの総額の割り増し措置をしておりますので、どういった組み合わせといいますか、算定方法といいますか、そこを十分検討する必要がございますので——検証というんですか、分析を十分行った上で、考えていきたいというふうに現時点では考えております。

それと県内の状況ですけども、本市と全く同様の算定式による割り増しを行っているところが、鹿児島県は行っているわけですが、市では日置市、始良市、志布志市ですが、この3市が本市と同じ方法をとっております。

ちなみに、今回の改定を受けての対応について聞いてみたんですが、現時点では、いずれも未定ということでございました。また今後、こういっ

た他団体の動向も注視をしていきたいというふう  
に考えているところでございます。

最後に、資料16ページでございますが、これ  
は平成25年度公共工事設計労務単価についての  
運用に係る特例措置といたしまして、27件の工  
事名等を記載しております。

この特例措置ですが、これは本年度、平成  
25年度の公共工事設計労務単価が、全国平均で  
前年度より15%上昇したということで、これま  
でにない大きな上昇率であったわけですが、国に  
おきましては、今回、特例措置といたしまして、  
前年度、平成24年度の労務単価で設計をして、  
予定価格を積算された工事、これが契約日が4月  
1日以降となったもの、ずれ込んだものですが、  
これにつきましては、平成25年度の労務単価に  
よる積算で契約変更をすると、増額の変更を行う。  
つまり、新しい労務単価でもう1回計算をし直し  
て、金額は引き上がるわけですけど、引き上った  
額で契約変更を行うという特例措置を実施する  
ということに決定になったようでございます。

それに伴いまして、国から各県に対しまして  
通知が参りまして、国と同様の特例措置を講じら  
れたいという要請でございます。また、県内の市  
町村へも周知をするようにという、通知文にそう  
いう要請がございました。鹿児島県におきまして  
は、この特例措置を実施することとされまして、  
本市に対しまして、その通知が来たところでご  
ざいました。

それで、それを受けまして本市における、この  
特例措置の対象となる該当工事について調査をい  
たしましたところ、この一覧表のとおり27件、  
該当があったというものでございます。

この表の一番右の欄に「増額(B-A)」と表  
記がございますけれども、これが新たな労務単価で  
積算をし直した結果、増額となる金額でございま  
す。これら27件、全てについて変更契約を既に  
行いましたところでございます。

なお、今回のこの特例措置に係るもの以外の変  
更項目もある工事もございますので、実際の変更  
契約額は、この表とは必ずしも一致をしてない部  
分もございます。この金額より多い変更契約額も  
あるということでございます。この表の数値は、  
あくまでも労務単価の引き上げ部分に係ります増  
額分ということで、抽出して金額を挙げてござい  
ます。

なお最後に、表には記載をしておりますけれど  
も、今議会に上程されております亀山小学校屋内  
運動場新增改築工事ですが、これにつきましても、  
今回の特例措置の対象工事になっております。

なお、これは現在は仮契約でございますので、  
議会の議決がなされた場合に、本契約というふう  
になりますので、その後、こういった変更の所  
要の手続がとられるということとなります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長(川添公貴) ただいま当局よりの説明  
がありましたが、これらを含めて所管事務全般に  
ついて、御質疑をお願いしたいと思います。

御質疑ございませんか。

○委員(成川幸太郎) 今、労務単価が全国平均  
で15%アップしたというふうに言われましたで  
すね。鹿児島県で、今、新しい労務単価について  
のアップ率というのは、大体変更率というのはど  
れぐらいになっているんでしょう。

○契約検査課長(堂元清憲) 鹿児島県につきま  
しては、11%というふうになっております。

○委員(成川幸太郎) 全国的には、恐らく東日  
本大震災を受けて、東日本地域の労務単価が相当  
上がっているということもあると思うんですが、  
鹿児島県において11%も上がるという要因は、  
どういうものを考えていらっしゃるか、わかって  
いれば教えてください。

○契約検査課長(堂元清憲) この労務単価の調  
査でございますが、年に1回国のほうで、国土交  
通省と農林関係の工事につきまして、  
1,000万円以上だったと思いますけども、そ  
の工事を抽出されまして、ことしが1万  
1,000件ぐらいということですが、その賃  
金の実態調査をまずされます。

その平均単価というのが出るわけですけども、  
今年度につきましては、社会保険の未加入の問題  
が従来あったわけですけども、その部分につい  
て、ある程度、加味した金額にしたというふうな、  
国からの通知には、そういう形で載ってございま  
したので、賃金プラス、その社会保険の関係の若干  
追加があったのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長(川添公貴) ほか、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(川添公貴) 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないと認めます。

以上で、契約検査課を終了します。

ありがとうございました。

---

△防災安全課の審査

○委員長（川添公貴）次に、防災安全課の審査に入ります。

---

△議案第93号 平成25年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（川添公貴）それでは、審査を一時中止しておりました議案第93号を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○防災安全課長（新盛和久）それでは、議案第93号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算を説明いたしますので、予算に関する説明書、第1回補正、27ページをお開きください。

9款1項消防費、6目災害対策費を130万円増額補正するものです。

右側の説明欄をごらんください。

災害予防応急対策費の自主防災組織育成助成事業補助金は、財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施している事業で、集会施設やコミュニティ活動備品の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくりなどに補助するものでありますが、これは自主防災組織の活動備品等を整備するものでございます。

本年度は市内の4地域から要望があり、県を通じて申し込んでおりましたが、このうち里コミュニティ協議会から要望があったものが採択されたもので、発電機6台などの購入に補助するものでございます。100%が、財団法人自治総合センターからの補助になります。

次に、歳入でございますが、歳入について説明いたしますので、予算に関する説明書13ページをお開きください。

21款5項雑入の4目雑入の補正額560万円のうち、防災安全課所管分は130万円でございます。

右側の説明欄をごらんください。

コミュニティ助成事業助成金、地域防災組織育成助成事業の130万円でございます。先ほど説明いたしました、里コミュニティ協議会への、

財団法人自治総合センターからの補助になります

以上で説明を終わります。御審査よろしく願います。

○委員長（川添公貴）ただいま当局より説明がございましたが、御質疑願いたいと思います。

御質疑願います。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

以上で、議案第93号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分について、質疑が全て終了いたしましたので、これより、討論・採決を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）討論はないものと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はないようですが、所管事務全般について質疑に入りたいと思います。

御質疑願います。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないようです。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

○議員（帯田裕達）6月13日の日に、市比野のほうで地域防災連絡調整会議がありまして、いろいろ自治会長さんたちを集めていただいて、してもらったんですが、避難所に指定されてる場所に案内板がないんですよ。例えば温泉区公民館が指定されてるわけですけど、ここが指定された避

難所であるというような看板等が設置してないんですよね。

となると、例えば自治会長さんたちは説明を受けて、それなりに役員の方々に引き継ぎはされるでしょうけど、例えば自治会に加入されていない方々もいらっしゃるわけですので、ぜひ避難所の案内板等の設置はどうなっているのか、お伺いしたいです。

○防災安全課長（新盛和久）市内の指定避難所については、避難所であるという看板については設置があると思いますが、その案内板ということでよろしいでしょうか。

○議員（帯田裕達）いや、それもないんですよ。

○防災安全課長（新盛和久）市内避難所においては、案内看板があるところと、ないところがございますので、ないところについて把握をして、検討していきたいというように思います。

以上です。

○委員長（川添公貴）ほか、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。

以上で、防災安全課を終了いたします。

御苦労さまでした。

---

△原子力安全対策室の審査

○委員長（川添公貴）次に、原子力安全対策室の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）当室においては、議案及び所管事務の報告等はないそうでございますが、委員の皆さんにおかれまして、所管事務全般について御質疑を願いたいと思います。

御質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

以上で、原子力安全対策室を終わります。

長時間ありがとうございました。

---

△選挙管理委員会事務局の審査

○委員長（川添公貴）次に、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）当事務局においては議案がございませんが、所管事務調査について、何か報告事項はございますか。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）資料は17ページからでございます。

参議院議員選挙の通常選挙の執行についてでございます。

これにつきましては、まだ、あす定例の閣議で日程的には確定されるわけですが、ここにございますように7月21日が投票日、告示日が7月4日ということで、ほぼこれでいくんじゃないかということで、資料で出しております。

それぞれまたお目通しをしていただきたいと思いますんですけども、一番下の12番の終了予定時刻ということで、選挙区で10時30分、比例代表で午前2時を予定しておりますけれども、できるだけ早目に間違いがなく、終わらせたいと考えておるところでございます。

18ページにおきまして、市内投票所の92投票所と、それぞれの投票時間を記載してございます。お目通しを願いたいと思います。

最後のページに、次の国政選挙から、インターネットを使った選挙運動ができるようになりますとチラシを配布してございます。

若干説明させていただきますと、有権者はウェブサイト等を利用した選挙運動が可能となりますけれども、電子メールを利用した選挙運動は禁止をされてるということでございます。

候補者、政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動ができるというものであるということでございまして、電子メール等には二つの種類がございまして、SMTP方式と電話番号方式というのがございます。SMTP方式というのはEメール等でございます。あと電話番号等につきましては、それぞれauですとCメール、docomoですとショートメールというものでございます。それ以外の二つの通信方式を用いるものは、ウェブサイト等に該当するというものでございます。

それでウェブサイト等や電子メールを利用するときには、電子メールアドレス等を表示すること

が義務づけられておりますし、また、電子メールは誰にでも送信することはできないというものでございます。同意した者にしか送信することはできませんし、送信されたメールを転送することもできませんということでございます。

裏面を見ていただきますと、今話をしましたこれらの禁止行為がございますが、処罰の対象となるというものでございます。その点を書いてございますけれども、それぞれ処罰の対象ということでございます。

あとそれに、ここに資料はございませんけれども、成年被後見人の選挙権が回復するというものでございます。全国で13万6,000人ぐらいいらっしゃいます。鹿児島県で2,125人、私たちの薩摩川内市で77名の方がいらっしゃいますけれども、選挙権が回復されるということになります。

以上でございます。

**○委員長（川添公貴）** ありがとうございます。

当局の説明がございましたが、これらを含めて所管事務全般について、御質疑願いたいと思いません。

質疑はございませんか。

**○委員（成川幸太郎）** 我々が昨年10月28日に受けました審判のときに、発表が非常に混乱したというふうに聞いております。私ども候補者も最初に受けたのが、恐らく12時過ぎて第1報を受けたと思うんですが、10時から選挙区においては中間発表されるということですので、本当にちゃんと発表をお願いしたいと思います。場所によっては、立会人になる可能性もあるものですから、これが長引くと、もう本当に徹夜をしなきゃいけないということの可能性もあるので、ぜひ順調な開票速報を出していただけるようお願いいたします。

**○選挙管理委員会事務局長（森園一春）** 間違いのない、正確な数字を出そうということで考えております。よろしく申し上げます。

**○委員長（川添公貴）** ほか、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（川添公貴）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

**○議員（谷津由尚）** 今、御説明されましたように、今回からネット選挙が可能となるわけですが、これに関連してさまざまな相談とか、いろん

な御意見とかが市の選管のほうに、市民あるいは県民の方から来たときに、その対応準備というのは、もうなされているのでしょうか。

**○選挙管理委員会事務局長（森園一春）** 即答できれば即答させていただくんですけども、非常に初めてのところでございまして、県の選管とかに確認しながら、早急に対応させていただきたいなと思っておるところでございます。

以上でございます。

**○議員（谷津由尚）** 多分、質問が来る内容というのは、割と単純なのが、即断・即決ができるものではないかと思うんですが、数が物すごくたくさん来るとした場合も想定されますので、そのような二つのケースですね、想定をぜひしておいていただければと思うんですが、どうでしょうか。

**○選挙管理委員会事務局長（森園一春）** それぞれまた、想定問答というものを考えております。それでまたインターネットとかいろんなところで調査をしまして、できるだけそういう形で、すぐ対応できるような形をとらせていただきたいと思います。

以上でございます。

**○委員長（川添公貴）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、選挙管理委員会事務局を終わります。

ありがとうございました。

---

△会計課の審査

**○委員長（川添公貴）** 次に、会計課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

**○委員長（川添公貴）** 会計課におかれましては、議案及び所管事務報告事項がないようであります。

については委員の皆さん方から、所管事務全般について御質疑を願いたいと思いません。

御質疑ございませんか。ありませんか

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（川添公貴）** 質疑はないものと認めます。

次に、委員外議員はございませんか。

**○議員（谷津由尚）** 3月のこの委員会の場で、やはり番外議員としてだったんですが、コンビニ収納の費用対効果ということで御質問させていただいたんですが、確かに所管が違いまして、会計課さんとしては、お答えできないというシチュ

エーションだったんですけども。今後、結局、こういう似たようなシチュエーションというのが、どんどんどんどん起こってくると思うんですね。ですから何らかその辺の情報の共有化というのは、していただきたいんですが、その後、何か進展がありましたか。

○会計課長（今吉美智子）3月に谷津議員さんの質問を受けて、その後、収納課のほうは収納特対について—各課の税のほか住宅使用料など、うちで扱っている住宅使用料ほか六つの税外についても収納の進行管理というのをやっているんで、この予算をつけているところでないと、件数とかそういうのはきちんとここで。私のほうで資料を今持ってきているんですけども、収納率の向上とかは、ちょっとうちでは答えにくいので、そこから辺の予算をつける課の調整を、ちょっと話をしたんですけど。収納課でもまたその取りまとめをしているということで—それぞれ例えば住宅使用料であれば建築住宅課、幼稚園保育料であれば学校教育課というふうになるので、それぞれの課が来て収納特対の会議をするということでしたので。件数は私どもで答えられるんですけども—全体の収納率向上の対策会議を、私どもがイニシアチブをとって会議を開いているとか、そういうのは会計課でやっていなくて。ただ、収納課のほうに、そういういろいろな情報があったら、私のほうにも伝えてくださるように、あの直後、課長のほうにお願いしたところでございます。

○議員（谷津由尚）その結果、情報のやりとりというのはどうなんでしょう。

○会計課長（今吉美智子）その後、出納閉鎖を迎えて、本部長が向原副市長になっているんですけども、その会議にかけるための資料を今調整をされているので、その会議が終わったら、速やかに私どもにも報告をしてもらって。あと例月出納検査というのを受けるんですけど、そちらのほうにも報告をするということで話をしております。

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。  
以上で、会計課を終わります。  
御苦労さまでした。

---

△公平委員会事務局の審査

○委員長（川添公貴）次に、公平委員会事務局の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）当事務局におかれては、議案及び所管事務報告がないそうでございますので、委員の皆さん方から、所管事務全般にわたり御質疑願いたいと思います。

御質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

次に、委員外議員、ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

以上で、公平委員会事務局を終わります。

長時間ありがとうございました、お待ちいただきまして。

---

△監査事務局の審査

○委員長（川添公貴）次に、監査事務局の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）同じく、同事務局におかれましては、議案及び所管事務報告はないそうでございますので、委員の皆さん方から、所管事務全般にわたり御質疑を願いたいと思います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

以上で、監査事務局を終わります。

ありがとうございました。

---

△議事調査課の審査

○委員長（川添公貴）次に、議事調査課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）議事調査課におかれましては、議案及び所管事務の報告はないそうでございますが、所管事務全般にわたり御質疑を願いたいと思います。



ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

次に、委員外議員の質疑を認めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）以上で、議事調査課を終了します。

御苦労さまでした。

---

△地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

○委員長（川添公貴）次に、先ほど請願第2号を採択すべきものと決定いたしましたので、ここでお諮りいたします。

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを、日程に追加し、これを議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）御異議なしと認めます。

よって、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを、日程に追加して、これを議題といたします。

まず、書記に意見書案を配付させます。

[意見書案配付]

○委員長（川添公貴）意見書案は、請願書の内容と同様なものとなっておりますので、朗読は省略したいと思います。御一読、お願いをします。

（意見書案は巻末に添付）

○委員長（川添公貴）よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）この意見書案について、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）御意見もありませんので、文言等の軽微な変更については正副委員長に御一任をいただき、委員会として本意見書案を本会議に提出したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）御異議ありませんので、本意見書案を提出いたします。

---

△少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るた

めの平成26年度政府予算に係る意見書の提出について

○委員長（川添公貴）次に、先ほど請願第3号を採択すべきものと決定いたしましたので、ここでお諮りいたします。

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための平成26年度政府予算に係る意見書の提出についてを、日程に追加して、これを議題としたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）御異議なしと認めます。

よって、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための平成26年度政府予算に係る意見書の提出についてを、日程に追加して、これを議題といたします。

まずは、書記に文書の配付をさせます。

[意見書案配付]

○委員長（川添公貴）意見書案は、請願書の内容と同様なものとなっておりますので、朗読は省略したいと思います。御一読、お願いをしたいと思います。（意見書案は巻末に添付）

○委員長（川添公貴）よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）それでは、この意見書案について、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）御意見もありませんので、文言等の軽微な変更については正副委員長に御一任をいただくこととし、委員会として本意見書案を本会議に提出したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）御異議ありませんので、本意見書案を提出いたします。

---

△委員会報告書の取扱い

○委員長（川添公貴）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）御異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱います。

---

△閉会中の継続調査及び委員派遣

○委員長（川添公貴）ここで、閉会中の現地視察の実施について申し上げます。

日程調整の関係で、これまで実施できなかった消防局関係等の現地視察については、7月下旬に実施したいと思いますが、日程及び調査内容については調整が必要ですので、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）ありがとうございます。

次に、閉会中の継続調査及び委員派遣について、一括してお諮りいたします。

閉会中の継続調査については、お手元に配付のとおり議長に申し出をすることとし、現地視察については、その委員派遣の手続を正副委員長に御一任をいただきたいと思います。そのように取り扱うことで御異議ございませんか。（資料は巻末に添付）

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）御異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱います。

---

△閉 会

以上で、総務文教委員会を閉会いたします。

本日は大変御苦勞さまでございました。

## 【卷末資料】

請願文書表

意見書案

閉会中の継続調査について



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                   |       |                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-------|--------------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 請願第 2 号                                           | 受理年月日 | 平成 2 5 年 6 月 1 0 日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書                       |       |                    |
| 請 願 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 薩摩川内市神田町 3 番 2 2 号<br>薩摩川内市職員労働組合<br>執行委員長 上 菌 哲也 |       |                    |
| 紹 介 議 員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 持原 秀行                                             |       |                    |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                   |       |                    |
| <p>政府の平成 2 5 年度地方財政対策においては、地方が強く訴えてきた一般財源総額の確保に向けての努力・工夫については受け止めるものであるが、東日本大震災に対処する必要性に鑑み実施された国家公務員給与の削減を踏まえ、地方公務員給与に係る地方交付税の減額が行われたことは極めて遺憾である。</p> <p>これは、地方が国に先行して独自の給与カットと定員の大幅な削減や議員定数と議員報酬の削減など懸命の努力を行ってきたこと、その一方で東日本大震災の復興支援のために自治体職員や消防職員などを派遣してきたこと、地方の固有財産である地方交付税を政府の政策目的達成の手段として用いたこと、地方公務員の給与は地方公務員法の趣旨を踏まえ地方議会が自主的に決定すべきものであることなど、これまでの地方の人件費抑制や震災復興への貢献努力、更に地方自治の自主性を否定する異例の措置と言わざるを得ない。</p> <p>このような中で、地方自治体においては地域経済と雇用の強化が求められるとともに、様々な分野における住民サービスへの行政需要が高まっており、そのための安定した財源の確保が重要となっている。しかしながら、少子高齢化に伴う社会保障費の増高や国の経済対策に呼応して実施した公共投資等の借入金残高が累増し、公債費が高い水準で推移することなどにより、地方自治体の財政は厳しい運営を迫られている。このため国の平成 2 6 年度予算編成に当たっては、財政基盤の脆弱な地域の実情に十分強慮するとともに、増大する地方の行政需要に呼応した予算措置が必要である。</p> <p>よって、政府においては、平成 2 6 年度地方財政計画の策定に当たって下記のとおり措置されるよう、貴議会において、地方自治法第 9 9 条の規定に基づき意見書を政府関係者に提出されるとともに、請願内容の実現に向けて強力な働きかけをお願いする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方財政計画及び地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決するのではなく、「国と地方の協議の場」において十分な協議を尽くすとともに、地方公務員の給与削減措置については平成 2 5 年度限りの措置とすること。</li> <li>2 東日本大震災の復旧・復興経費については、国の責任において財源を確保し、自治体全体の財政に支障が出ることがないように十分な措置を講じること。</li> <li>3 地方の防災・減災にかかる必要な財源は、通常の予算とは別枠で確保するとともに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振替は厳に慎むこと。</li> <li>4 地域経済と雇用の強化、子育て及び医療・介護・福祉等の充実、将来を展望した農林水産業の振興、新エネルギーの普及等の環境対策など、増大する行政需要を的確に取り入れるとともに、過疎地域や離島など条件不利地域及び自主財源に乏しい地域に最大限配慮すること。</li> <li>5 地方財源の充実・確保に向けて、地方交付税の法定率引上げ、税源移譲の促進、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要への適切な財政措置など、抜本的な対策を講じるとともに、地方交付税の財源保障機能と財政調整機能を強化すること。</li> <li>6 国の制度創設や改正に際しては、国の予算計上の都合による一方的な地方負担の創設や国庫補助率の引下げなど、地方への負担転嫁を行わないこと。</li> </ol> |                                                   |       |                    |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                            |       |                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-------|------------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 請願第 3 号                                                                    | 受理年月日 | 平成 25 年 6 月 10 日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための、2014 年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願書 |       |                  |
| 請 願 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 薩摩川内市神田町 1 番 10 号<br>鹿児島県教職員組合北薩支部薩摩川内地域協議会<br>議長 領家 栄昭                    |       |                  |
| 紹 介 議 員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 佃 昌樹                                                                       |       |                  |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                            |       |                  |
| <p>35 人以下学級について、小学校 1 年生、2 年生と広げてきたが、35 人以下学級の 3 年生以上への拡充が予算措置されていない。</p> <p>日本は、OECD 諸国に比べて、一学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多くなっており、一人一人の子どもに丁寧な対応を行うために、一クラスの学級規模を引き下げる必要がある。</p> <p>文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約 6 割が「小中学校及び高校の望ましい学級規模」として、「26 人～30 人」を挙げている。このように保護者も 30 人以下学級を望んでいることは明らかである。</p> <p>鹿児島県においては、2 学年の子どもが一つの教室で学ぶ複式学級も多く、単式学級で学ぶ子どもたちと比較したとき、教育の機会均等が保障されているとは言えない。子どもの教育の機会均等と学びの保障の観点から、複式学級の解消は、極めて重要な課題である。</p> <p>社会状況等の変化により学校は、一人一人の子どもに対するきめ細かな対応が必要となっている。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加している。さらに、日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応等も課題となっており、加えて、いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化している。こうしたことの解決に向けて、計画的な定数改善が必要である。</p> <p>子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかしながら、教育予算について、GDP に占める教育費の割合は、OECD 加盟国（データのある 31 箇国）の中で日本は最下位となっている。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度における国の負担割合は 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、教員の非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じている。</p> <p>将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要である。子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要がある。</p> <p>こうした観点から、2014 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定に基づき国の関係機関へ意見書を提出されるよう請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 離島・山間部の多い鹿児島県において、教育の機会均等を保障するため、国の定数基準を改め、複式学級の解消に向けて適切な措置を講じること。</li> <li>2 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD 諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30 人以下学級とすること。</li> <li>3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度における国の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(添付資料省略)</p> |                                                                            |       |                  |

## 発議第 号

地方財政の充実・強化を求める意見  
書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁  
に対し、地方財政の充実・強化を求める意見書を  
別紙のとおり提出する。

平成25年 月 日提出

提出者 薩摩川内市議会  
総務文教委員会  
委員長 川 添 公 貴

### 提 案 理 由

地方自治体においては、地域経済と雇用の強化が  
求められるとともに、様々な分野における住民サー  
ビスへの行政需要が高まっており、そのための安定  
した財源の確保が重要となっているが、厳しい財政  
運営を迫られている。

ついでには、関係行政庁に対し、地方財政の充  
実・強化を求める意見書を提出しようとするもの  
である。

これが本案提出の理由である。

---

地方財政の充実・強化を求める意見  
書（案）

政府の平成25年度地方財政対策においては、  
地方が強く訴えてきた一般財源総額の確保に向け  
ての努力・工夫については受け止めるものである  
が、東日本大震災に対処する必要性に鑑み実施さ  
れた国家公務員給与の削減を踏まえ、地方公務員  
給与に係る地方交付税の減額が行われたことは極  
めて遺憾です。

これは、地方が国に先行して独自の給与カット  
と定員の大幅な削減や議員定数と議員報酬の削減  
など懸命の努力を行ってきたこと、その一方で東  
日本大震災の復興支援のために自治体職員や消防  
職員などを派遣してきたこと、地方の固有財産で  
ある地方交付税を政府の政策目的達成の手段とし  
て用いたこと、地方公務員の給与は地方公務員法

の趣旨を踏まえ地方議会が自主的に決定すべきも  
のであることなど、これまでの地方の人件費抑制  
や震災復興への貢献努力、さらに、地方自治の自  
主性を否定する異例の措置と言わざるを得ません。

このような中で、地方自治体においては、地域  
経済と雇用の強化が求められるとともに、様々な  
分野における住民サービスへの行政需要が高まっ  
ており、そのための安定した財源の確保が重要と  
なっています。しかしながら、少子高齢化に伴う  
社会保障費の増高や国の経済対策に呼応して実施  
した公共投資等の借入金残高が累増し、公債費が  
高い水準で推移することなどにより、地方自治体  
の財政は厳しい運営を迫られています。このため  
国の平成26年度予算編成に当たっては、財政基  
盤の脆弱な地域の実情に十分強慮するとともに、  
増大する地方の行政需要に呼応した予算措置が必  
要です。

よって、政府においては、平成26年度地方財  
政計画の策定に当たって下記のとおり措置される  
よう強く要請します。

### 記

- 1 地方財政計画及び地方交付税総額の決定に当  
たっては、国の政策方針に基づき一方的に決す  
るのではなく、「国と地方の協議の場」におい  
て十分な協議を尽くすとともに、地方公務員の  
給与削減措置については平成25年度限りの措  
置とすること。
- 2 東日本大震災の復旧・復興経費については、  
国の責任において財源を確保し、自治体全体の  
財政に支障が出ることがないように十分な措置を  
講じること。
- 3 地方の防災・減災に係る必要な財源は、通常  
の予算とは別枠で確保するとともに、地方交付  
税などの一般財源と地方債などの特定財源の振  
替は厳に慎むこと。
- 4 地域経済と雇用の強化、子育て及び医療・介  
護・福祉等の充実、将来を展望した農林水産業  
の振興、新エネルギーの普及等の環境対策など、  
増大する行政需要を的確に取り入れるとともに、  
過疎地域や離島など条件不利地域及び自主財源  
に乏しい地域に最大限配慮すること。
- 5 地方財源の充実・確保に向けて、地方交付税  
の法定率引上げ、税源移譲の促進、市町村合併  
の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要へ

の適切な財政措置など、抜本的な対策を講じるとともに、地方交付税の財源保障機能と財政調整機能を強化すること。

6 国の制度創設や改正に際しては、国の予算計上の都合による一方的な地方負担の創設や国庫補助率の引下げなど、地方への負担転嫁を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年 月 日

鹿児島県薩摩川内市議会

(提出先)

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

発議第 号

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための平成26年度政府予算に係る意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための平成26年度政府予算に係る意見書を別紙のとおり提出する。

平成25年 月 日提出

提出者 薩摩川内市議会  
総務文教委員会  
委員長 川 添 公 貴

提 案 理 由

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は、極めて重要であり、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出

から雇用・就業の拡大につなげる必要がある。

については、関係行政庁に対し、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための平成26年度政府予算に係る意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための平成26年度政府予算に係る意見書（案）

35人以下学級について、小学校1年生、2年生と広げてきましたが、35人以下学級の3年生以上への拡充は予算措置されていません。

日本は、OECD諸国に比べて、一学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多くなっており、一人一人の子どもに丁寧な対応を行うために、一クラスの学級規模を引き下げる必要があります。

文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中学校及び高校の望ましい学級規模」として、「26人～30人」を挙げています。このように保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかです。

鹿児島県においては、2学年の子どもが一つの教室で学ぶ複式学級も多く、単式学級で学ぶ子どもたちと比較したとき、教育の機会均等が保障されているとは言えません。子どもの教育の機会均等と学びの保障の観点から、複式学級の解消は、極めて重要な課題です。

社会状況等の変化により学校は、一人一人の子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。さらに、日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応等も課題となっており、加えて、いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことの解決に向けて、計画的な定数改善が必要です。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかしながら、教育予算について、G



D Pに占める教育費の割合は、OECD加盟国（データのある31箇国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度における国の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、教員の非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。

こうした観点から、平成26年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要請します。

記

- 1 離島・山間部の多い鹿児島県において、教育の機会均等を保障するため、国の定数基準を改め、複式学級の解消に向けて適切な措置を講じること。

- 2 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度における国の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年 月 日

鹿児島県薩摩川内市議会

(提出先)

内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣

閉会中の継続調査について

| 総 務 文 教 委 員 会                |
|------------------------------|
| (調査事項)                       |
| 1 行財政運営及び会計事務について            |
| 2 市有財産の管理及び活用について            |
| 3 市税の賦課徴収について                |
| 4 入札・契約制度の運用及び工事検査について       |
| 5 消防行政について                   |
| 6 防災行政について                   |
| 7 学校教育について                   |
| 8 社会教育について                   |
| 9 文化財及び文化振興について              |
| 10 スポーツの振興について               |
| 11 総務事務について                  |
| 12 選挙管理委員会・監査委員・公平委員会の事務について |

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会  
委員長 川添公貴